

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

すべての企業が持続的に発展するために

— 持続可能な開発目標 (S D G s)^{エスディージェーズ} 活用ガイド —

資料編

〔第2版〕

令和2年3月

環境省



この冊子は、「すべての企業が持続的に発展するために ―持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド―」に付属する資料編です。

資料編の構成は、本編の「4.取組の進め方」で紹介している取組手順に対応しており、SDGsに取り組む際に、活用しやすいツールや参考情報、取組事例、公的支援の紹介などをまとめたものとなっています。

目次

「PDCA サイクルによる SDG s の取組手順」

取組の意思決定	手順 1 : 話し合いと考え方の共有 1) 企業理念の再確認と将来ビジョンの共有 2) 経営者の理解と意思決定 3) 担当者（キーパーソン）の決定とチームの結成
1 持続可能な開発目標（SDGs）のゴールとターゲット..... 1 2 ガイドライン・ツール集 19 3 各種支援制度 27 4 企業の SDGs に対する意識調査結果 35 4.1 日本企業の SDG s 認知度 35 4.2 SDG s に取り組む際の課題 36	
PLAN （取組の着手）	手順 2 : 自社の活動内容の棚卸を行い、SDG s と紐付けて説明できるか考える 1) 棚卸の進め方 2) 事業・活動の環境や地域社会との関係の整理 3) SDG s のゴール・ターゲットとの紐付け
5 企業の取組と SDGs の紐付け 37 5.1 既存の制度・枠組で提示されている取組と SDGs の紐付け 37 5.2 バリューチェーンと SDGs の紐付け 46	
DO （具体的な取組の検討と実施）	手順 3 : 何に取り組むか検討し、取組の目的、内容、ゴール、担当部署を決める →取組の行動計画を作成し、社内での理解と協力を得る 1) 取組の動機と目的 2) 取り組み方 3) 資金調達について考える
6 取組事例の紹介 50 6.1 企業の取組事例 50 6.2 「ジャパン SDGs アワード」受賞企業の取組事例 52	
CHECK （取組状況の確認と評価）	手順 4 : 取組を実施し、その結果を評価する 1) 取組経過の記録 2) 取組結果の評価とレポート作成
ACT （取組の見直し）	手順 5 : 一連の取組スキームを作り、外部への発信にも取り組んでみる →評価結果を受けて、次の取組を展開する 1) 外部への発信 2) 次の取組への展開

1 持続可能な開発目標（SDGs）の ゴールとターゲット

本項では、SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットを掲載しています。各ターゲットについてキーワードを太字で示すとともに、その左欄にはターゲットの内容を簡単に説明したものを示し、具体的にどのような行動を求めているのかがわかるように整理しています。

経営者あるいは社員に SDGs を説明する際に活用してください。また、手順 2 で自社の活動内容と SDGs を紐付けする際にも活用できます。



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

1.1	極度の貧困を終わらせる	2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている 極度の貧困 をあらゆる場所で 終わらせる 。
1.2	貧困状態にある人の割合を半減させる	2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の 貧困状態 にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの 割合を半減 させる。
1.3	貧困層・脆弱層の人々を保護する	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに 貧困層及び脆弱層に対し十分な保護 を達成する。
1.4	基礎的サービスへのアクセス、財産の所有・管理の権利、金融サービスや経済的資源の平等な権利を確保する	2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、 基礎的サービスへのアクセス 、土地及びその他の形態の 財産に対する所有権と管理権限 、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む 金融サービス に加え、 経済的資源についても平等な権利 を持つことができるように確保する。
1.5	貧困層・脆弱層の人々の強靱性を構築する	2030 年までに、 貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築 し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	開発途上国の貧困対策に、様々な資源を動員する	あらゆる次元での 貧困を終わらせるための計画や政策を実施 するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、 開発協力の強化 などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の 資源の動員を確保 する。
1.b	貧困撲滅への投資拡大を支援するために政策的枠組みを構築する	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援 するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた 適正な政策的枠組み を構築する。



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

2.1	飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする	2030 年までに、 飢餓を撲滅 し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中 安全かつ栄養のある食料 を十分得られるようにする。
2.2	栄養不良をなくし、妊婦や高齢者等の栄養ニーズに対処する	5 歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の 栄養不良を解消 し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の 栄養ニーズへの対処 を行う。
2.3	小規模食料生産者の農業生産性と所得を倍増させる	2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への 確実かつ平等なアクセスの確保 などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする 小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増 させる。
2.4	持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業を実践する	2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、 持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業 を実践する。
2.5	食料生産に関わる動植物の遺伝的多様性を維持し、遺伝資源等へのアクセスと、得られる利益の公正・衡平に配分する	2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の 遺伝的多様性を維持 し、国際的合意に基づき、 遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス 及びその利用から生じる 利益の公正かつ衡平な配分 を促進する。
2.a	開発途上国の農業生産能力向上のための投資を拡大する	開発途上国、特に後発開発途上国における 農業生産能力向上 のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの 投資の拡大 を図る。
2.b	世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正・防止する	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、 世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止 する。
2.c	食料市場の適正な機能を確保し、食料備蓄などの市場情報へのアクセスを容易にする	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、 食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保 するための措置を講じ、 食料備蓄などの市場情報への適時のアクセス を容易にする。



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3.1	妊産婦の死亡率を削減する	2030 年までに、 世界の妊産婦の死亡率 を出生 10 万人当たり 70 人未満に 削減 する。
3.2	新生児・5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、 新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶 する。
3.3	重篤な伝染病を根絶し、その他の感染症に対処する	2030 年までに、 エイズ、結核、マラリア 及び顧みられない熱帯病といった 伝染病を根絶 するとともに肝炎、水系感染症及びその他の 感染症に対処 する。
3.4	非感染性疾患による若年死亡率を減少させ、精神保健・福祉を促進する	2030 年までに、 非感染性疾患による若年死亡率 を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少 させ、 精神保健及び福祉を促進 する。
3.5	薬物やアルコール等の乱用防止・治療を強化する	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、 物質乱用の防止・治療 を強化する。
3.6	道路交通事故死傷者を半減させる	2020 年までに、世界の 道路交通事故による死傷者を半減 させる。
3.7	性と生殖に関する保健サービスを利用できるようにする	2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、 性と生殖に関する保健サービス をすべての人々が利用できるようにする。
3.8	UHC を達成する（すべての人が保健医療サービスを受けられるようにする）	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成 する。
3.9	環境汚染による死亡と疾病の件数を減らす	2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の 汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少 させる。
3.a	たばこの規制を強化する	すべての国々において、 たばこの規制 に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	ワクチンと医薬品の研究開発を支援し、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患の ワクチン及び医薬品の研究開発を支援 する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、 安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供 する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国における保健に関する財政・人材・能力を拡大させる	開発途上国 、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において 保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着 を大幅に拡大させる。
3.d	健康危険因子の早期警告、緩和・管理能力を強化する	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な 健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理 のための能力を強化する。



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

4.1	無償・公正・質の高い初等・中等教育を修了できるようにする	2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、 無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育 を修了できるようにする。
4.2	乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする	2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、 質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセス することにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	高等教育に平等にアクセスできるようにする	2030 年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む 高等教育への平等なアクセス を得られるようにする。
4.4	働く技能を備えた若者と成人の割合を増やす	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、 雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能 を備えた 若者と成人の割合を大幅に増加 させる。
4.5	教育における男女格差をなくし、脆弱層が教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする	2030 年までに、 教育におけるジェンダー格差を無くし 、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、 脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセス できるようにする。
4.6	基本的な読み書き計算ができるようにする	2030 年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、 読み書き能力及び基本的計算能力 を身に付けられるようにする。
4.7	教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする	2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、 全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得 できるようにする。
4.a	安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供する	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に 安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供 できるようにする。
4.b	開発途上国を対象とした高等教育の奨学金の件数を全世界で増やす	2020 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における 高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加 させる。
4.c	質の高い教員の数を増やす	2030 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における 教員研修のための国際協力 などを通じて、 質の高い教員の数を大幅に増加 させる。



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

5.1	女性に対する差別をなくす	あらゆる場所におけるすべての 女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃 する。
5.2	女性に対する暴力をなくす	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての 女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除 する。
5.3	女性に対する有害な慣行をなくす	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、 あらゆる有害な慣行を撤廃 する。
5.4	無報酬の育児・介護・家事労働を認識・評価する	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、 無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価 する。
5.5	政治、経済、公共分野での意思決定において、女性の参画と平等なリーダーシップの機会を確保する	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定 において、完全かつ効果的な 女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保 する。
5.6	性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスを確保する	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、 性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保 する。
5.a	財産等への女性のアクセスについて改革する	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、 オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセス を与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力を強化する	女性の能力強化促進 のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	女性の能力強化のための政策・法規を導入・強化する	ジェンダー平等の促進 、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの 能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化 する。



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

6.1	安全・安価な飲料水の普遍的・衡平なアクセスを達成する	2030 年までに、すべての人々の、 安全で安価な飲料水 の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
6.2	下水・衛生施設へのアクセスにより、野外での排泄をなくす	2030 年までに、すべての人々の、 適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセス を達成し、 野外での排泄をなくす 。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
6.3	様々な手段により水質を改善する	2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、 水質を改善 する。
6.4	水不足に対処し、水不足に悩む人の数を大幅に減らす	2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し 水不足に対処 するとともに、 水不足に悩む人々の数を大幅に減少 させる。
6.5	統合水資源管理を実施する	2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの 統合水資源管理を実施 する。
6.6	水に関わる生態系を保護・回復する	2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む 水に関連する生態系の保護・回復 を行う。
6.a	開発途上国に対する、水と衛生分野における国際協力と能力構築を支援する	2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む 開発途上国 における 水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援 を拡大する。
6.b	水と衛生の管理向上における地域社会の参加を支援・強化する	水と衛生の管理向上 における 地域コミュニティの参加を支援・強化 する。



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

7.1	エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する	2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的 エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保 する。
7.2	再生可能エネルギーの割合を増やす	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける 再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大 させる。
7.3	エネルギー効率の改善率を増やす	2030 年までに、世界全体の エネルギー効率の改善率を倍増 させる。
7.a	国際協力によりクリーンエネルギーの研究・技術へのアクセスと投資を促進する	2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などの クリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力 を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への 投資を促進 する。
7.b	開発途上国において持続可能なエネルギーサービスを提供できるようにインフラ拡大と技術向上を行う	2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に 現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供 できるよう、 インフラ拡大と技術向上 を行う。



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

8.1	一人当たりの経済成長率を持続させる	各国の状況に応じて、 一人当たり経済成長率を持続 させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率 7% の成長率を保つ。
8.2	高いレベルの経済生産性を達成する	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた 高いレベルの経済生産性を達成 する。
8.3	開発重視型の政策を促進し、中小零細企業の設立や成長を奨励する	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する 開発重視型の政策を促進 するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて 中小零細企業の設立や成長を奨励 する。
8.4	10YFP に従い、経済成長と環境悪化を分断する	2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、 経済成長と環境悪化の分断 を図る。
8.5	雇用と働きがいのある仕事、同一労働同一賃金を達成する	2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、 完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事 、ならびに 同一労働同一賃金 を達成する。
8.6	就労・就学・職業訓練を行っていない若者の割合を減らす	2020 年までに、 就労、就学及び職業訓練 のいずれも行っていない 若者の割合を大幅に減らす 。
8.7	強制労働・奴隷制・人身売買を終らせ、児童労働をなくす	強制労働 を根絶し、現代の 奴隷制 、 人身売買 を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含む あらゆる形態の児童労働を撲滅 する。
8.8	労働者の権利を保護し、安全・安心に働けるようにする	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、 すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境 を促進する。
8.9	持続可能な観光業を促進する	2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる 持続可能な観光業を促進 するための政策を立案し実施する。
8.10	銀行取引・保険・金融サービスへのアクセスを促進・拡大する	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の 銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセス を促進・拡大する。
8.a	開発途上国への貿易のための援助を拡大する	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する 貿易のための援助を拡大 する。
8.b	若年雇用のための世界的戦略と ILO の世界協定を実施する	2020 年までに、 若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定 の実施を展開・運用化する。



強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

9.1	経済発展と福祉を支える持続可能で強靱なインフラを開発する	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた 経済発展と人間の福祉を支援 するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、 持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発 する。
9.2	雇用と GDP に占める産業セクターの割合を増やす	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて 雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加 させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9.3	小規模製造業等の、金融サービスや市場等へのアクセスを拡大する	特に開発途上国における 小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセス を拡大する。
9.4	資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる	2030 年までに、 資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大 を通じたインフラ改良や産業改善により、 持続可能性を向上 させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9.5	産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる	2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の 産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上 させる。
9.a	開発途上国への支援強化により、持続可能で強靱なインフラ開発を促進する	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、 開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発 を促進する。
9.b	開発途上国の技術開発・研究・イノベーションを支援する	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、 開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援 する。
9.c	後発開発途上国における普遍的・安価なインターネット・アクセスを提供する	後発開発途上国 において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに 普遍的かつ安価なインターネット・アクセス を提供できるよう図る。



各国内及び各国間の不平等を是正する

10.1	所得の少ない人の所得成長率を上げる	2030 年までに、 各国の所得下位 40%の所得成長率 について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の 能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含 を促進する。
10.3	機会均等を確保し、成果の不平等を是正する	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、 機会均等を確保し、成果の不平等を是正 する。
10.4	政策により、平等の拡大を達成する	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする 政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成 する。
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制と監視を強化する	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化 する。
10.6	開発途上国の参加と発言力の拡大により正当な国際経済・金融制度を実現する	地球規模の 国際経済・金融制度の意思決定 における 開発途上国の参加や発言力を拡大 させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある 正当な制度を実現 する。
10.7	秩序のとれた、安全で規則的、責任ある移住や流動性を促進する	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、 秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性 を促進する。
10.a	開発途上国に対して特別かつ異なる待遇の原則を実施する	世界貿易機関（WTO）協定 に従い、 開発途上国 、特に後発開発途上国に対する 特別かつ異なる待遇の原則 を実施する。
10.b	開発途上国等のニーズの大きい国へ、ODA 等の資金を流入させる	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、 政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進 する。
10.c	移住労働者の送金コストを下げる	2030 年までに、 移住労働者による送金コスト を 3%未満に引き下げ、コストが 5%を越える送金経路を撤廃する。



包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11.1	住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する	2030 年までに、すべての人々の、 適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善 する。
11.2	交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する	2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた 交通の安全性改善 により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、 持続可能な輸送システムへのアクセス を提供する。
11.3	参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する	2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の 参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力 を強化する。
11.4	世界文化遺産・自然遺産を保護・保全する	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全 の努力を強化する。
11.5	災害による死者数、被害者数、直接的経済損失を減らす	2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの 災害による死者や被災者数を大幅に削減し 、世界の国内総生産比で 直接的経済損失を大幅に減らす 。
11.6	大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす	2030 年までに、 大気 の質及び一般並びにその他の 廃棄物の管理 に特別な注意を払うことによるものを含め、 都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減 する。
11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する	2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な 緑地や公共スペースへの普遍的アクセス を提供する。
11.a	都市部、都市周辺部、農村部間の良好なつながりを支援する	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における 都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援 する。
11.b	総合的な災害リスク管理を策定し、実施する	2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの 総合的な災害リスク管理 の策定と実施を行う。
11.c	後発開発途上国における持続可能で強靱な建造物の整備を支援する	財政的及び技術的な支援などを通じて、 後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備 を支援する。



持続可能な生産消費形態を確保する

12.1	10YFP を実施する	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、 持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し 、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
12.2	天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する	2030 年までに 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用 を達成する。
12.3	世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす	2030 年までに小売・消費レベルにおける 世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減 させ、収穫後損失などの 生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少 させる。
12.4	化学物質や廃棄物の適正管理により大気、水、土壌への放出を減らす	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、 環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理 を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、 化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減 する。
12.5	廃棄物の発生を減らす	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、 廃棄物の発生を大幅に削減 する。
12.6	企業に持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する	特に 大企業や多国籍企業などの企業 に対し、持続可能な取り組みを導入し、 持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励 する。
12.7	持続可能な公共調達を促進する	国内の政策や優先事項に従って 持続可能な公共調達の慣行 を促進する。
12.8	持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする	2030 年までに、人々があらゆる場所において、 持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識 を持つようにする。
12.a	開発途上国の持続可能な消費・生産に係る能力を強化する	開発途上国に対し、より 持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化 を支援する。
12.b	持続可能な観光業に対し、持続可能な開発がもたらす影響の測定手法を開発・導入する	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる 持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入 する。
12.c	開発に関する悪影響を最小限に留め、市場のひびきを除去し、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、 貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留め つつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、 市場のひびきを除去 することで、浪費的な消費を奨励する、 化石燃料に対する非効率な補助金を合理化 する。



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*

13.1	気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する	すべての国々において、 気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
13.2	気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する 教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施し、緑の気候基金を本格始動させる	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、 UNFCCC の先進締約国によるコミットメント を実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して 緑の気候基金を本格始動 させる。
13.b	開発途上国における気候変動関連の効果的な計画策定と管理能力を向上するメカニズムを推進する	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、 女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズム を推進する。

* 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

14.1	海洋汚染を防止・削減する	2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の 海洋汚染を防止し、大幅に削減 する。
14.2	海洋・沿岸の生態系を回復させる	2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、 海洋及び沿岸の生態系の回復 のための取組を行う。
14.3	海洋酸性化の影響を最小限にする	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、 海洋酸性化の影響を最小限化 し、対処する。
14.4	漁獲を規制し、不適切な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、 漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画 を実施する。
14.5	沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する	2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも 沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全 する。
14.6	不適切な漁獲につながる補助金を禁止・撤廃し、同様の新たな補助金も導入しない	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、 過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制 する**。 * * 現在進行中の世界貿易機関（WTO）交渉および WTO ドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマandatを考慮。
14.7	漁業・水産養殖・観光の持続可能な管理により、開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増やす	2030 年までに、 漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理 などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の 海洋資源の持続的な利用 による 経済的便益を増大 させる。
14.a	海洋の健全性と海洋生物多様性の向上のために、海洋技術に移転する	海洋の健全性の改善 と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における 海洋生物多様性の寄与向上 のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、 科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転 を行う。
14.b	小規模・零細漁業者の海洋資源・市場へのアクセスを提供する	小規模・沿岸零細漁業者 に対し、 海洋資源及び市場へのアクセス を提供する。
14.c	国際法を実施し、海洋及び海洋資源の保全、持続可能な利用を強化する	「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている 国際法を実施 することにより、 海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用 を強化する。



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

15.1	陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする 陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用 を確保する。
15.2	森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす	2020年までに、あらゆる種類の 森林の持続可能な経営の実施 を促進し、 森林減少を阻止 し、劣化した 森林を回復 し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	砂漠化に対処し、劣化した土地と土壌を回復する	2030年までに、 砂漠化に対処 し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの 劣化した土地と土壌を回復 し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	生物多様性を含む山地生態系を保全する	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、 生物多様性を含む山地生態系の保全 を確実に行う。
15.5	絶滅危惧種の保護と絶滅防止のための対策を講じる	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに 絶滅危惧種を保護 し、また 絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる 。
15.6	遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分と遺伝資源への適切なアクセスを推進する	国際合意に基づき、 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 を推進するとともに、 遺伝資源への適切なアクセス を推進する。
15.7	保護対象動植物種の密漁・違法取引をなくし、違法な野生生物製品に対処する	保護の対象 となっている 動植物種の密猟及び違法取引を撲滅 するための緊急対策を講じるとともに、 違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処 する。
15.8	外来種対策を導入し、生態系への影響を減らす	2020年までに、 外来種の侵入を防止 するとともに、 これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策 を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	生態系と生物多様性の価値を国の計画等に組み込む	2020年までに、 生態系と生物多様性の価値 を、国や地方の 計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む 。
15.a	生物多様性と生態系の保全・利用のために資金を動員する	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために 、あらゆる資金源からの 資金の動員及び大幅な増額 を行う。
15.b	持続可能な森林経営のための資金の調達と資源を動員する	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、 持続可能な森林経営のための資金の調達 と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の 資源を動員 する。
15.c	保護種の密漁・違法取引への対処を支援する	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、 保護種の密猟及び違法な取引に対処 するための努力に対する 世界的な支援を強化 する。



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

16.1	暴力及び暴力に関連する死亡率を減らす	あらゆる場所において、すべての形態の 暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少 させる。
16.2	子どもに対する虐待や暴力・拷問をなくす	子ども に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の 暴力及び拷問を撲滅 する。
16.3	司法への平等なアクセスを提供する	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に 司法への平等なアクセス を提供する。
16.4	組織犯罪をなくす	2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の 組織犯罪を根絶 する。
16.5	汚職や贈賄を大幅に減らす	あらゆる形態の 汚職や贈賄を大幅に減少 させる。
16.6	透明性の高い公共機関を発展させる	あらゆるレベルにおいて、 有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展 させる。
16.7	適切な意思決定を確保する	あらゆるレベルにおいて、 対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定 を確保する。
16.8	国際機関への開発途上国の参加を拡大・強化する	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加 を拡大・強化する。
16.9	すべての人に法的な身分証明を提供する	2030 年までに、すべての人々に出生登録を含む 法的な身分証明を提供 する。
16.10	情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する	国内法規及び国際協定に従い、 情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障 する。
16.a	暴力やテロをなくすための国家機関を強化する	特に開発途上国において、 暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅 に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて 関連国家機関を強化 する。
16.b	差別のない法律、規則、政策を推進し、実施する	持続可能な開発のための 非差別的な法規および政策を推進し、実施 する。



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

17.1	課税及び徴税能力の向上のために国内資源を動員する	課税及び徴税能力の向上 のため、開発途上国への国際的な支援などを通じて、 国内資源の動員を強化 する。
17.2	先進国は、開発途上国に対する ODA に係るコミットメントを完全に実施する	先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15～0.20% にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施 する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	開発途上国のための追加的資金源を動員する	複数の財源から、 開発途上国のための追加的資金源を動員 する。
17.4	開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国の債務リスクを減らす	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、 開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減 する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入・実施する	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施 する。
17.6	科学技術イノベーションに関する国際協力を向上させ、知識共有を進める	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上 させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において 知識共有を進める 。
17.7	開発途上国に対し、環境に配慮した技術の開発・移転等を促進する	開発途上国 に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、 環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進 する。
17.8	後発開発途上国のための実現技術の利用を強化する	2017 年までに、 後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化 する。
17.9	開発途上国における能力構築の実施に対する国際的支援を強化する	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、 開発途上国における効果的かつ的をばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化 する。
17.10	WTO の下での公平な多角的貿易体制を促進する	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進 する。
17.11	開発途上国による輸出を増やす	開発途上国による輸出を大幅に増加 させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての 後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施 する。

17.13	世界的なマクロ経済を安定させる	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、 世界的なマクロ経済の安定 を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する	持続可能な開発のための政策の一貫性 を強化する。
17.15	政策の確立・実施にあたり、各国の取組を尊重する。	貧困撲滅と持続可能な開発のための 政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重 する。
17.16	持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、 持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ を強化する。
17.17	効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な 公的、官民、市民社会のパートナーシップ を奨励・推進する。
17.18	開発途上国に対する能力構築支援を強化し、非集計型データの入手可能性を向上させる	2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む 開発途上国に対する能力構築支援 を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性格の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある 非集計型データの入手可能性を向上 させる。
17.19	GDP 以外の尺度を開発し、開発途上国の統計に関する能力を構築する	2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する 既存の取組を更に前進させ、 開発途上国における統計に関する能力構築 を支援する。

2 ガイドライン・ツール集

本項では、SDGsに係る様々なガイドラインやツールを紹介しています。SDGsに取り組むにあたり、実務担当者自身のSDGsに対する理解、経営トップや社員への説明、そして、取組を行う際の参考情報として活用してください。

なお、ここで紹介している情報は、2020年1月時点の内容となっています。



ガイドライン・解説書

<SDGsをもっと詳しく知りたい>

SDGsを広めたい・教えたい方のための「虎の巻」
(国際連合広報局 作成)



我々の世界を変革する：
持続可能な開発のための2030アジェンダ

国際連合広報局

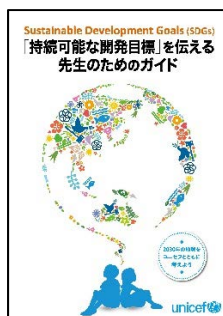


国連広報局が作成した配布用プレゼンテーション資料の日本語版です。SDGsの理念や成立、17のゴールをパワーポイントスライド32枚でまとめており、各スライドのノートには詳しい説明が記載されています。「SDGsとは何か？」を分かりやすく概説するための資料となっています。

URL :

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

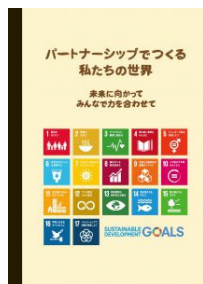
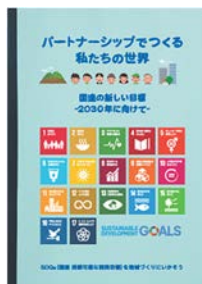
「持続可能な開発目標」を伝える
先生のためのガイド
(国連児童基金：UNICEF 作成)



国連児童基金では、子どもたちにSDGsを知ってもらうために、学校の先生がSDGsを子どもたちに伝えるためのガイドを作成しています。本ガイドでは、世界の現状から身近なところまで、様々な問題とSDGsを結びつけて分かりやすく説明されており、さらに、ガイドが掲載されているサイト内では、その他にも視覚的に分かりやすい工夫がされた説明がされています。

URL : <https://www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/>

パートナーシップでつくる私たちの世界
概要編・事例編
(一般社団法人環境パートナーシップ会議 発行)



SDGs（持続可能な開発目標）を地域づくりにいかすために作成されたハンドブックとなっています。これまでに、概要編・事例編の2冊が発行されています。

概要編では、SDGs採択までの背景やポイント、17のゴールを解説するとともに、日本の状況と関連づけて紹介しています。

事例編では、持続可能な社会を実現するための国内のさまざまな取組を紹介し、SDGsの実施に向けた情報をまとめています。

URL :

概要編 <http://sus-cso.com/kiji/report160331>

事例編 <http://sus-cso.com/kiji/report170328>

基本解説 そうだったのか。SDGs (一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク 作成)



アジェンダ本文から日本の SDGs 実施指針までがまとまった冊子となっています。各専門分野の NGO/NPO による 17 のゴールの紹介や、日本の実施指針に対する市民社会の見解をまとめたレポートなども入っています。SDGs にこれから取り組もうとしている企業、自治体、教育機関向けに作られています。

URL : <https://www.sdgs-japan.net/toolkit>

Guide of SDG s (グリーンエコノミーフォーラム・一般社団法人市民セクター政策機構・特定非営利法人「環境・持続社会」研究センター作成)



「Guide of SDG s」は SDGs 取組を日本国内の各層に浸透させるために作成されたガイドです。

2030 アジェンダ及び SDGs の策定プロセスや 17 のゴールをまとめるだけでなく、SDGs 推進に向けた各セクターの動きや役割についてまとめています。

URL : <http://geforum.net/archives/1320>

持続可能な開発目標（SDG s）報告 2019 (国際連合広報センターホームページで公開)



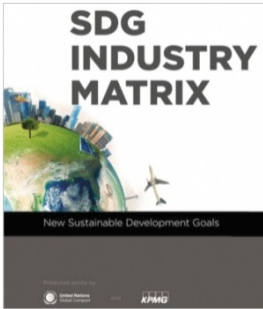
持続可能な開発目標（SDGs）報告は、目標達成に向けた全世界と各地域の進捗状況を検証したものとして、2016 年から毎年 1 回発行されています。

「SDGs 報告 2019」によると、極度の貧困削減、広範な予防接種、子どもの死亡率の低下など、いくつかの分野での進展を指摘していますが、世界的な対応は十分に野心的ではなく、最も脆弱な人々や国が最も苦しむことになる警告しています。

URL :

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_report/

＜より深く SDG s に取り組みたい＞

「SDG Compass」 (GRI、国連グローバル・コンパクト、WBCSD 作成) 	SDGs の企業行動指針であり、SDGs を企業がどのように活用すれば良いかを示しています。GRI（グローバル・レポーティング・イニシアティブ）、国連グローバル・コンパクト及び WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）の共同で作成され、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（GCNJ）及び公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）の翻訳で日本語版が発行されています。 SDG Compass では、各企業の事業に SDG s がもたらす影響を解説するとともに、持続可能性を企業の戦略の中心に据えるためのツールと知識が提供されています。 URL : https://sdgcompass.org/wp-content/uploads/2016/04/SDG_Compass_Japanese.pdf
「SDGs 経営ガイド」 (経済産業省 作成) 	本ガイドでは、企業が本業を通じて SDGs に取り組む「SDGs 経営」のエッセンスや投資家がこれを評価する視座などをまとめています。 「Part1.SDGs－価値の源泉」で、SDGs に関する現状認識を、多様な観点から示した上で、「Part2.SDGs 経営の実践」では、企業が「SDGs 経営」を実践する際の有用な視点を整理しています。 URL : https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190531003/20190531003.html
「SDG Industry Matrix」 (KPMG、国連グローバル・コンパクト 作成) 	KPMG と国連グローバル・コンパクトが、SDG s の達成に向けた企業の取組みを支援するために作成しました。関連する多くのイニシアチブや企業の事例・アイデアを産業別に紹介しており、これまでに以下の 7 項目が日本語版で発行されています。 ○食品・飲料・消費財 ○製造業 ○金融サービス ○気候変動対策 ○エネルギー・天然資源・化学産業 ○ヘルスケア・ライフサイエンス産業 ○運輸・輸送機器産業 URL : http://ungcjin.org/activities/topics/detail.php?id=204 http://www.ungcjin.org/activities/topics/detail.php?id=231
「Navigating the SDGs : SDGs ビジネスガイド 国連のグローバル目標に関与するためには」 (PwC 作成) 	SDGs に対する理解をより深めることを目的に PwC（プライスウォーターハウスクーパー）によって作成された、企業向けガイドです。 SDGs の 17 のゴールそれぞれについて、「世界が直面している課題」「なぜ企業にとって重要なのか？」「企業が何ができるのか？」を解説しています。 URL : https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/navigating-the-sdgs1706.html

＜環境と SDG s の関係を知りたい＞

「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書＜平成 30 年／令和元年版＞持続可能な未来のための地域循環共生圏」
(環境省 発行)



2015 年の SDGs の採択を受け、令和元年度版では、SDG s の課題解決に向けた、地域循環共生圏の概念と、その具体化について、特に気候変動影響への適応とプラスチック対策を中心に取り上げています。また、日本政府の総合的な取組として、第 6 章には、SDGs の環境的側面における各主体の取組を促進するための「ステークホルダーミーティング」の開催を紹介しています。

URL : <http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/>

「第五次環境基本計画」 (環境省 2018 年 4 月閣議決定)



第五次環境基本計画では、SDG s とパリ協定が採択された 2015 年を「転換点」として捉えており、SDG s の考え方も活用して複数の課題を統合的に解決することが重要であるとしています。そして、目指すべき社会の姿から振り返って現在すべきことを考える「バックカスティング」の重要性を紹介するとともに、SDG s の実現は、地域の課題解決にも直結すると述べています。さらに、多様な主体によるパートナーシップが SDG s の基本的な考え方であること示し、その充実・強化が必要不可欠であるとしています。

URL : http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/plan_5.html

＜地域での SDG s を知りたい＞

「私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）-導入のためのガイドライン-」
(一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構内自治体 SDG s 検討小委員会 作成)



私たちのまちにとっての
SDGs (持続可能な開発目標)
- 導入のためのガイドライン -
2018 年 3 月版 (第 2 版)

編 著: 自治体 SDGs ガイドライン検討委員会
発 行: IBEC 建築環境・省エネルギー機構

自治体の規模や経済、社会、環境等の諸条件は千差万別であり、SDGs に取り組む体制や方法もその自治体固有の条件を十分に踏まえる必要があります。

「自治体 SDGs 検討小委員会」において、自治体レベルの SDGs への取組に関する議論を行い、活動成果の一部や取り組むための方法を一般論的に、「私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）-導入のためのガイドライン-」として取りまとめました。

2018 年 3 月には第 2 版が発行されるとともに、英語版及び概要紹介パンフレット「SDGs 達成に向けて取り組む意義とメリット」も併せて公開されています。

URL : <http://www.ibec.or.jp/sdgs/index.html>

「～SDGs 達成に向けた～
持続可能な地域の創り手を育む“学びの
場”づくりガイドブック」
(環境省 作成)

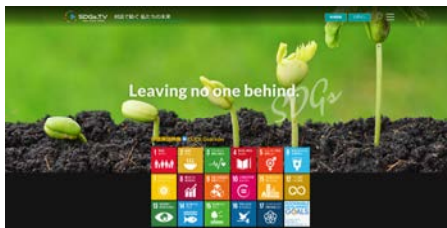


環境省で進められてきた「持続可能な地域づくりを担う人材育成事業」等において、これまで各地域で取り組まれてきた環境教育プログラムを ESD の視点でブラッシュアップした「ESD 環境教育プログラム」が実践されてきました。本ガイドブックでは、学校と地域が連携した ESD 実践事例をもとに、持続可能な地域の創り手を育むための学びの場づくりの手法やポイントを紹介しています。

URL : <https://www.env.go.jp/press/files/jp/112347.pdf>

関連動画サイト

「SDGs.TV Take Action 2030」
(株式会社 トゥリー 運営)



SDGs.TV は、SDGs の 17 ゴールに関するショートムービーを視聴できるプラットフォームメディアです。

国内外のあらゆる人々の SDGs 達成にむけたアクションを応援し、誰もが使うことのできる映像メディアによるプラットフォームの提供を目的としています。

URL : <https://sdgs.tv/>

「YouTube」
(YouTube,LLC(有限責任会社) 運営)



YouTube では、国連が公開する SDGs に関する動画や専門家・著名人が SDGs を解説する動画など、SDGs に関連する数多くの動画を視聴することができます。

URL : <https://www.youtube.com/>

＜海外の動向を知りたい＞

「国際連合広報センター（UNIC）」



SDGs の普及啓発及び取組促進のため、国連機関として、SDGs に関する国内外の様々な情報発信やロゴの配布などを行っています。

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の日本語訳や「SDGs に関するハイレベル政治フォーラム」の概要も掲載されており、SDGs に係る国際的な動向がまとめられています。

（なお、SDGs ロゴのアイコンの使用及び許可の問い合わせは、当センターでは対応していません）

URL : <http://www.unic.or.jp/>

「国連開発計画（UNDP）駐日代表事務所」



UNDP は一般社団法人 Japan Innovation Network と共同で、SHIP (SDGs Holistic Innovation Platform) を運営しています。SHIP は、SDGs の達成をイノベーションの機会として捉え、企業の技術・ノウハウで世界中の課題の解決を目指す、オープンイノベーション・プラットフォームです。企業向け SDGs プログラムとして SHIP に取り組んでいます。

URL : <http://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/>

「国連児童基金（UNICEF）」



国連児童基金のホームページでは、SDGs の考え方やゴール・ターゲット、子供向けに SDGs の説明をする「持続可能な開発目標（SDGs）特設サイト」が設けてあり、SDGs のことをより簡単に知ることができます。

URL : <https://www.unicef.or.jp/sdgs/>

「国連大学（United Nations University）」



本部が日本にある、グローバルなシンクタンク・研究機関である国連大学では、SDGs の特設ページ、「国連大学と知る SDGs-Sustainable Development Explorer」を設けており、国連大学の研究者たちと、彼らが取り組んでいる研究について紹介しています。表示されている SDGs 17 ゴールのバナーをクリックすると、それぞれについて、国連大学としての独自の研究内容と研究者からのメッセージが見られるようになっています。

URL : <https://jp.unu.edu/explore>

「国連世界観光機関（UNWTO）」



UNWTO は各国政府や国連機関、そして国際組織と協力して SDGs の達成を支援しており、観光が主要テーマとなる目標 8、12、14 に重点を置いています。本サイトでは、スイス経済事務局の支援により策定された「SDG のための観光プラットフォーム」（英語版）や、「観光と持続可能な開発目標」（日本語版）が紹介されています。

URL : <https://unwto-ap.org/why/goals/>

「グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン」



国連グローバル・コンパクトは、SDGsをはじめとする国連の掲げるゴールの達成に向けて活動を推進しています。

SDGs の実現には、ビジネス・セクターだけでなく市民社会・政府など様々なセクターとの連携が重要であると考え、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンも積極的に協働しています。

同サイトでは SDGs の 17 のゴールの紹介や、前掲の「SDG Compass」の配布を行っています。

URL : <http://www.ungcn.org/sdgs/index.html>

「独立行政法人国際協力機構（JICA）」



JICA では、これまで、民間企業等のビジネスを通じた途上国の課題解決を推進してきました。2018 年からは、これまでの民間企業提案型スキームを、新たに「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」とし、中小企業及び中堅を対象とした「中小企業支援型」の制度も設け、途上国の開発ニーズと民間企業の製品・技術のマッチングを支援しています。

URL : https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html

＜企業団体の動向を知りたい＞

「一般社団法人日本経済団体連合会」



経団連では、2017 年 11 月に、会員企業に向けた行動方針「企業行動憲章」に SDGs の理念を入れた改定を行うなど、SDGs の推進を行っています。さらに、2018 年 7 月には、SDGs の達成に向けて、AI やロボットなどの革新技術を最大限活用することにより、経済発展と社会的課題の解決を両立させる「Society5.0 for SDGs」の推進を一層強化するため、SDGs 特設サイトを開設しました。同サイトでは、会員企業による SDGs の取組事例が 17 の目標と関連付けながら紹介されています。

URL : <https://www.keidanrensdgs.com/home-jp>

「公益社団法人日本青年会議所」



日本青年会議所では、2015 年の JCI 世界会議金沢大会において JCI（国際青年会議所）が国連と SDGs への協働を約束する「金沢宣言」が採択されてから、全国及び世界の青年会議所とも連携しながら、SDGs の取組を推進しています。

2019 年 1 月には、外務省との「SDGs 推進におけるタイアップ宣言」、2020 年 1 月には、株式会社日刊工業新聞との「SDGs パートナーシップ宣言」を締結し、今後より一層取組を推進していくこととしています。

URL : <http://www.jaycee.or.jp/>

「日本商工会議所」



日本商工会議所では、SDGs の達成に向けて中小企業をリードするため、全国 515 地域の商工会議所の会員に向けた普及・啓発に取り組んでいます。SDGs をテーマとしたセミナーの開催等を行うなど、その取組は東京商工会議所や大阪商工会議所など、各地域の商工会議所でも行われています。

URL : <https://www.jcci.or.jp/>

<行政の取組を知りたい>

「SDG s 推進本部」(首相官邸)



持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が内閣に設置され、持続可能な開発目標（SDGs）に係る施策の実施について、関係行政機関と連携を図り、推進しています。

2020 年 12 月には、第 8 回の推進本部会合が開催され、国内実施・国際協力の両面における S D G s 達成に向けた具体的取組をまとめた「SDGS アクションプラン 2020」を決定しました。

URL : <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/>

「外務省」



「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に関する解説のページを始め、日本政府の取組や国内に広がる SDGs の取組を紹介しています。

また、国内における SDGs に関する動向についても、最新情報が紹介されており、SDGs に取り組む民間企業や各種団体の取組がリンクされています。

URL : http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23_000779.html

「環境省」



「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ/SDGs」を紹介するページがあります。アジェンダや SDGs の 17 ゴールを解説していますが、SDGs の 17 ゴールのうち、12 ゴールを環境に関連しているものとして分類しています。また、SDGs ステークホルダーズ・ミーティングや SDGs の環境側面のための行動に関する取組を行っています。

URL : <http://www.env.go.jp/earth/sdgs/index.html>

「中小企業庁」



中小企業の担当者が中小企業施策を利用する際の手引書「中小企業施策利用ガイドブック」を発行し、主な施策の概要を紹介しています。

また、委託事業として、中小企業・小規模事業者向けの情報サイト「ミラサポ」を運営し、会員登録をすることで、補助金情報の提供、専門家への相談、メルマガの配信等を行っています。

URL : <https://www.chusho.meti.go.jp/>

3 各種支援制度

本項では、SDGs に取り組むに当たって活用できる主な公的支援を紹介しています。資金調達や企業 PR 等が必要な際に参考情報として活用してください。

なお、ここで紹介している情報は、2020 年 1 月時点の内容となっています。

各省庁の地方創生に係る SDGs 関連事業

各省庁が実施する SDGs に関する事業については、「地方創生に資する SDGs 関連予算」として公表されています。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/sdgs_kanrenyosan/sdgs_kanrenyosan.html

登録・認定制度

制度名	実施主体	対象	内容
地方創生 SDGs 登録制度	内閣府地方創生推進室	企業	SDGs に取り組む民間企業を登録・認証する制度です。2020 年度に規格策定や認証制度の運用開始が予定されています。
健康経営優良法人認定制度	経済産業省	従業員 1 人以上の法人格のある事業所 「大規模法人部門」 「中小規模法人部門」	健康増進に取り組む企業を対象としており、認定されると、ロゴマークの使用が認められるほか、金融機関などからの融資優遇等のインセンティブ、自治体等の融資優遇や保証料減額や表彰など、様々なメリットがあります。
ユースエール認定（若者雇用促進法に基づく認定）制度	厚生労働省	認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主）	若者の採用・育成に積極的で、その雇用管理状況が優良な中小企業を対象です。認定企業にはハローワークでの PR や認定企業限定の就職面接会などへの参加や認定マークの使用が可能になります。
エコマーク	公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局	企業、団体	様々な商品（製品およびサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。
「働き方改革優良企業認定制度」	茨城県	茨城県内に本社又は本店を置く企業（個人、団体を含む）	「働き方改革」に積極的に取り組む企業を対象です。認定企業は県の求人情報サイトに「働き方改革優良企業」として掲載され、求人票等で積極的にアピールすることが出来ます。
「経営革新計画」承認制度	埼玉県	本社登記が埼玉県内の中小企業者で、1 年以上の事業実績がある企業	承認を受けると、計画実行のための専門家や販売アドバイザー等の派遣、(株)日本政策金融公庫や県制度による融資、特許料等の軽減などのメリットがあります。
多様な働き方実践企業認定制度	埼玉県	県内に所在する企業、病院、福祉施設等すべての事業所	仕事と子育て等の両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど、多様な働き方を実践している企業等が対象です。認定されると、女性の働きやすい企業として、県のホームページなどで紹介してもらえます。
シニア活躍推進宣言企業認定制度	埼玉県	県内に事業所を有する企業、法人、団体等	シニアの雇用機会や定年制の見直しなど、シニアの活躍推進に取り組む企業を対象です。認定後は認定証とステッカーが配布され、県ホームページ等で「シニア活躍推進宣言企業」として PR してもらえます。
神奈川 SDGs パートナー制度	神奈川県	企業、NPO、団体、大学	SDGs を活用して事業展開している企業や団体を「かながわ SDGs パートナー」として登録します。登録企業には、中小企業制度融資や県による支援が受けられます。

制度名	実施主体	対象	内容
長野県 SDGs 推進企業登録制度	長野県	企業、団体	県が SDGs の具体的な取り組みを提示し、それに応じて取組を始める企業や団体を登録します。登録された企業・団体には、登録マークを提供し、ホームページによる公表などで支援します。
「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」認定制度	岐阜県	「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録した団体・企業	女性の活躍や子育て支援などに積極的な優良企業が対象です。認定企業には登録証の発行や、シンボルマークを使用した P R、中小企業資金融資制度の『人づくり・子育て支援資金』の利用対象となるなどのメリットがあります。
香川県中小企業 BCP 優良取組事業所認定制度	香川県	BCP（事業継続計画）を策定した中小企業	災害などの不測の事態でも、事業継続のために自社や他社との連携の取組をしている事業所が対象です。認定を受けると、県融資制度の「BCP 策定企業融資」が利用できる他、香川県と包括連携協定を締結している損害保険会社からの優遇措置が受けられます。
かごしま「働き方改革」推進企業認定制度	鹿児島県	県内に所在する企業等	長時間労働、非正規雇用の処遇改善やなど、働きやすい環境整備に取り組む企業が対象です。認定企業は、県のホームページで PR され、国の助成金等の情報が提供されるほか、県からの融資の際に優遇措置が受けられます。
弘前市移住応援企業認定制度	青森県弘前市	移住・交流の促進に係る情報発信・プロモーション活動に取り組んでいる企業	移住及び観光や二地域居住といった交流を促進し、地域の活性化に取り組む企業を対象としています。認定企業は、市のホームページで PR ができるほか、金融機関からの低利融資が受けられます。
つくば SDGs パートナース制度	茨城県つくば市	企業、NPO、ボランティア団体等、個人（指定の講座の受講が必要）	つくば市内で SDGs に取り組む個人・企業・団体が対象です。団体会員は同市のホームページで、取組内容などを公開してもらえます。
さいたま市 CSR チャレンジ企業認証制度	埼玉県さいたま市	さいたま市内に本社又は本店がある中小企業	認証企業には、さいたま市による企業 PR 支援（広報、ホームページ等）や CSR 勉強会への参加が認められるほか、一部業務委託に際しては、入札時の加点評価の対象となります。
和光市企業市民認定制度	埼玉県和光市	市内で地域の様々な社会活動を行う会社・事業所	環境保全・子育てなどの認定区分 8 項目のうち、2 項目に該当する企業が対象です。認定されると、市のホームページに掲載され、「和光市企業市民」として自社 PR することが認められます。
台東区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	東京都台東区	区内の従業員が 300 人以下の企業、一般社団法人及び一般財団法人等	子育て支援・働きやすい職場づくり・介護支援に取り組む企業等が対象です。認定されると、区による PR（広報誌、ホームページ掲載）や、融資制度での優遇措置が受けられます。
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	東京都新宿区	区内にある企業・事業所	子育て支援・地域活動支援・働きやすい職場づくり・介護支援に取り組む企業等が対象です。認定されると低金利の融資や、区の契約制度における優遇措置の対象になるほか、区のホームページのバナー広告掲載料が減額してもらえます。
おだわら SDGs パートナー	神奈川県小田原市	企業、大学、団体	登録者には、市のホームページ等で P R や、ネットワーク形成の機会や、「おだわら SDGs 実行委員会」による普及啓発事業等への参画の機会が用意されます。
あやせエコっと 21 事業所	神奈川県綾瀬市	綾瀬市内に所在する事業所	市内の環境に配慮した取組を行っている事業所を「あやせエコっと 21 事業所」として登録しています。登録事業者は市のホームページで紹介してもらえます。
エコ事業所認定制度	愛知県名古屋市中区	市内の事業所	環境配慮に取り組んでいる事業所が対象です。認定されると、同制度のロゴマークが使えるほか、市の入札・契約時の優遇措置があり、市公式ウェブサイトでの紹介や環境レポートの掲載ができます。優良企業の表彰制度もあります。
一宮市サポートカンパニー	愛知県一宮市	市内に本社または支社（事業所）が存在する	社会貢献活動に取り組んでいる事業所が対象です。認定ステッカーの使用が認められ、市の広報やウェブページでの PR、認定企業としての自社 PR もできます。また、市事業の入札時には、優遇措置（加点）もあります。
とよた SDGs パートナー	愛知県豊田市	企業、団体等	参加企業等は、市の P R 支援が受けられるほか、ロゴマークの使用が認められます。

制度名	実施主体	対象	内容
ふくやまワーク・ライフ・バランス認定制度及び福山市男女共同参画推進表彰制度	広島県福山市	市内に事業所がある企業（公益法人，NPO 法人，個人事業主を含む）	男女が働きながら「仕事と家庭の両立」を実現するための支援に取り組む企業が対象です。認定企業には市の PR,市事業の入札における加点や、就業環境改善補助金が受けられます。
真庭 SDGs パートナー制度	岡山県真庭市	企業、団体、個人	真庭市内で SDGs の取組に賛同する、個人・企業・団体が「真庭 SDGs パートナー宣言書」を提出すれば、同市のホームページで公開してもらえます。
ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業	福岡県福岡市	市内に本店又は主たる事務所を有する企業	「働き方改革」に取り組む企業が対象です。認定後は企業名や取組み等が市ホームページに掲載され、中小企業融資制度や市事業の入札での優遇措置が受けられます。
熊本市子育て支援優良企業認定事業	熊本県熊本市		子育てと仕事の両立ができる、働きやすい職場環境の整備を進める企業が対象です。認定されると市のホームページに掲載してもらえます。

補助金・助成金制度

制度名	実施主体	対象	内容
中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金	特許庁	・中小企業 ・「地域団体商標」の模倣被害については、商工会議所、商工会、NPO 法人等も対象。	日本貿易振興機構（ジェトロ）を通じて、海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業が、模倣品業者への対策（警告、摘発など）をする際の費用の一部を助成しています。
伝統的工芸品産業支援補助金	経済産業省	伝産法に基づき各種計画の認定を受けた組合、団体及び事業者等	伝統工芸品産業の原材料確保、人材育成、需要開拓、意匠開発などへの支援のための補助金制度（原則下限 50 万円～上限 2000 万円）です。公募と審査が行われます。
地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金	経済産業省	民間事業者	中心市街地を活性化するため、波及効果の高い複合商業施設等の整備等を支援します。調査事業への補助金制度（100 万円～1000 万円）です。公募と審査があります。
中小企業・小規模事業者人材対策事業費補助金（サブライヤー応援隊事業）	経済産業省	民間団体・地方自治体	自動車の電動化への潮流を受け、関連する指導者育成事業と現場派遣事業への支援を行う補助金制度（上限 1500 万円程度）です。募集と審査があります。
既存不適合機械等更新支援補助金	厚生労働省	中小企業者である法人、又は、労災保険に特別加入している個人事業者	最新の構造規格に適合しない機械の改修、買換え等費用の一部への補助金制度です。申請に対して、審査があります。
キャリアアップ助成金	厚生労働省	正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主	非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対しての助成金制度です。「正社員化コース」、「賃金規定等改定コース」など、7 コースがあり、事業主の申請に対して、審査が行われます。
雇用調整助成金	厚生労働省	業績不振の状態にある雇用保険の適用事業所	経営悪化の際、従業員を解雇するのではなく、一時的に休業させるなどの雇用調整によって雇用を維持した場合に受給することができる助成金制度です。対象となる雇用調整は休業・教育訓練・出向で、休業手当の一部が助成されます。
時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）	厚生労働省	36 協定（時間外労働・休日労働に関する協定）を締結している、労働者災害補償保険の適用事業主	長時間労働の改善に向けての取組（研修、人材確保、コンサルティング等）を行った事業主への助成金制度です。取組の実施に要した経費の一部が、事前に提出した成果目標の達成状況に応じて支給されます。
時間外労働等改善助成金・（勤務間インターバル導入コース）	厚生労働省	労働者災害補償保険適用の中小事業主で、「勤務時間インターバル」を導入していないか、導入していても十分ではない場合（対象労働者が半数以下、休憩時間が 9 時間未満）	勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休憩時間」を設ける「勤務間インターバル」を導入した事業主への助成金制度です。取組の実施に要した経費の一部が、事前に提出した成果目標の達成状況に応じて支給されます。
時間外労働等改善助成金・（職場意識改善コース）	厚生労働省	前年における労働者の月間平均所定外労働時間数が 10 時間以上である中小企業事業主	所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主への助成金制度です。取組の実施に要した経費の一部が、事前に提出した成果目標の達成状況に応じて支給されます。
時間外労働等改善助成金・（団体推進コース）	厚生労働省	傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主が 3 以上で組織する、中小企業事業主の団体又はその連合団体	時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対しての助成金制度です。事前に提出した成果目標の達成状況に応じて支給されます。
時間外労働等改善助成金・（テレワークコース）	厚生労働省	在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主	在宅またはサテライトオフィスで就業するテレワークに取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部が助成されます。評価期間内の目標達成状況に応じて支給されます。

制度名	実施主体	対象	内容
受動喫煙防止対策助成金	厚生労働省	労働者災害補償保険の適用事業主であって、中小企業事業主であること	中小企業事業主による受動喫煙防止のための施設設備の整備に対する助成金制度（上限 100 万円）です。
人材開発支援助成金	厚生労働省	企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、コース別の支援内容について実施した雇用保険適用事業主又は事業主団体等	職務に関連した専門的な知識及び技能を修得させるための職業訓練等を実施した事業主への助成金制度です。特定訓練コース、一般訓練コースなど 7 コースがあり、コース別に経費助成の割合・賃金助成額が設定されています。
人材確保等支援助成金	厚生労働省	事業主が、雇用管理制度整備計画の認定や雇用管理制度の導入などの措置を実施することが必要。	雇用管理制度入や介護福祉機器の導入等により、離職率の低下に取り組んだ場合に助成されます。「設備改善等支援コース」など全 6 コースがあり、計画期間内に目標が達成されると助成金が支給されます。
中途採用等支援助成金	厚生労働省	雇用保険適用事業所で、中途採用計画を労働局へ提出した事業主	雇用管理制度を整備し、中途採用の拡大を図った場合や 45 歳以上の初採用を行った場合の助成制度です。また、一定期間後に生産性が向上した場合には追加の助成が受けられます。
特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）	厚生労働省	(1)ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること (2)平成 23 年 5 月 2 日以降、雇用保険一般被保険者として雇い入れ、1 年以上継続して雇用することが見込まれること	東日本大震災による被災離職者や被災地求職者を、ハローワーク等の紹介により、1 週間の所定労働時間が 2 0 時間以上の労働者として雇い入れる事業主への助成制度です。また、この助成金の対象者を 1 0 人以上雇い入れ、1 年以上継続して雇用した場合には、助成金の上乗せがあります。
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース・生涯現役コース）	厚生労働省	65 歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により、一年以上継続して雇用することが確実な労働者（雇用保険の高年齢被保険者）として雇い入れる事業主	雇入れ日の満年齢が 65 歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により、一年以上継続して雇用することが確実な労働者（雇用保険の高年齢被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます（1 人当たり年間 40～70 万円）。
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	厚生労働省	ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用した事業主	安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成されます（月額 4 万円/人）。
建設事業主等に対する助成金（旧建設労働者確保育成助成金）	厚生労働省	建設事業主等	建設労働者の雇用の改善や建設労働者の技能の向上等をはかるための取組みを行った場合に助成を受けることができます。「建設労働者認定訓練コース」など、13 コースが設定されています。
両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）	厚生労働省	数値目標の達成に向けた取組目標を達成した事業主（加速化 A コース：常用労働者 300 人以下、加速化 N コース：常用労働者 301 人以上）	女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」や「取組目標」を策定し、この目標を達成した事業主に対する助成制度です（受給額 1 企業 1 回限り 28 万 5 千円～60 万円）。
両立支援等助成金（両立支援関係）	厚生労働省	1 雇用保険適事業所の主であること 2 支給のため審査に協力すること	仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主への支援制度です。「出生時両立支援コース」など、4 コースがあり、育休取得や介護休業、再雇用などでの助成（1 人当たり 12 万円～72 万円）が受けられます。
労働移動支援助成金	厚生労働省	事業縮小でやむなく離職させた労働者の再就職援助のための措置を講ずる事業主	事業縮小でやむなく離職させた労働者に対し、再就職支援の取組をした事業主に、取組費用の助成金を支給するものです。

制度名	実施主体	対象	内容
中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金	資源エネルギー庁	民間団体等	中小企業の省エネ診断と情報提供事業および地域の省エネ推進事業を支援する補助金制度です（平成 31 年度予算案額 10.7 億円）。
省エネルギー投資促進に向けた支援補助金	資源エネルギー庁	中小企業者等	工場・事業場における既存設備を省エネ設備に更新する際に必要となる費用の一部を補助してもらえます。工場・事業場単位か設備単位で省エネ率や省エネ量、更新設備の申請を行います。公募と審査があります。
国内・海外販路開拓強化支援事業費補助金	中小企業庁	中小企業者等	地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓に取り組む中小企業等を支援する制度です。調査や展示会の開催費用の一部を補助してもらえます。（上限 2000 万円）
事業承継補助金	中小企業庁	事業承継や事業再編・事業統合等を行う個人及び中小企業・小規模事業者等	経営者の交代後や事業の再編・統合後に経営革新等を行う場合に、必要な経費を補助してもらえます。（補助上限：後継者継承 200 万円 + a、事業再編 600 万円 + a）
戦略的基盤技術高度化支援事業（補助金）	中小企業庁	中小ものづくり高度化法の認定等を受けた中小企業・小規模事業者および大学、公設試等による共同体	中小企業・小規模事業者が大学・公設試等と連携して行う、研究開発や試作品開発、その成果の販路開拓に係る取組等への補助金制度です（補助上限：単年度あたり 4,500 万円以下）。公募と審査があります。
創業支援事業者補助金	中小企業庁	法人格を有する民間団体等	経営支援、資金調達、人材育成などで、広域的かつ先進的な創業エコシステムの構築を行う事業実施者への支援制度です。（補助上限 2000 万円）
中小企業・SDGs ビジネス支援事業	独立行政法人国際協力機構（JICA）	・SDGs 支援モデル型（大企業） ・中小企業支援型（中小・中堅企業）	開発途上国への ODA 事業での基礎調査・案件化調査・普及、実証、ビジネス化事業についての調査費用の補助（最大 1.5 億円）が受けられます。募集・審査が行われます。
心の健康づくり計画助成金	独立行政法人労働者健康安全機構	事業主	職場のメンタルヘルス対策を進める事業者に対する助成制度です。「心の健康づくり計画」やストレスチェック制度の実施方法等に関する規程を策定する必要があります（助成額：1 事業者 1 回限りで上限 10 万円）。
小規模事業場産業医活動助成金	独立行政法人労働者健康安全機構	労働者数 50 人未満の事業場	産業医や保健師と契約し、産業保健活動を行った事業場に対して、費用を助成します。（1 事業場上限 10 万円 2 回まで）
職場環境改善計画助成金	独立行政法人労働者健康安全機構	事業場（従業員 50 人以上については、労働安全衛生法でストレスチェックが義務化されています）	ストレスチェックの集団分析の結果を活用し、職場環境の改善を行った事業場に対して、費用を助成します。事業場コースと建設現場コースがあります。（1 事業場 1 回 上限 10 万円）
ストレスチェック助成金	独立行政法人労働者健康安全機構	50 人未満の事業場。	医師によるストレスチェックを実施した事業場に対して、費用を助成します。（年 1 回 1 従業員につき 500 円 + 1 事業場 1 回につき上限 21500 円で年 3 回まで）
治療と仕事の両立支援助成金	独立行政法人労働者健康安全機構	労働保険適用事業場で両立支援コーディネータを配置していること	傷病を抱えながら仕事を続ける労働者への取組として、事業主が「両立支援プラン」を策定し、対象となる労働者に適用した場合に助成が受けられます。（1 事業場 1 回限り一律 20 万円）
SDGs 活用販路開拓モデル創出事業	長野県	県内に主たる事業所があり、法人格を有する中小企業者	SDGs の達成をめざす製品・役務の販路開拓を行う事業（モデル事業）について、経費の一部とビジネスモデル普及事業受託業者による支援が受けられます。
横浜市中小企業設備投資等助成金	神奈川県横浜市	中小企業	市内の中小企業者が生産性の向上のために行う設備投資等に対し、経費の一部を助成するものです。助成金は、省エネルギー型・IoT 型・操業環境改善型・一般型の 4 つの区分に分かれています（助成率は対象経費の 10~30%、上限 800 万円）。

表彰制度

制度名	実施主体	対象	内容
ジャパン SDGs アワード	首相官邸・外務省	日本に拠点のある企業・団体等	SDGs の達成に向けて優れた取組を行う企業・団体等を、全国務大臣からなる SDGs 推進本部が表彰する制度です。最も優れた 1 案件を SDGs 推進本部長表彰とし、その他 4 案件程度を副本部長表彰とします。また、特別賞もあります。
ESG ファイナンス・アワード (2020 年表彰予定)	環境省	企業、投資家、銀行、証券会社、保険会社、評価機関、業界団体など	ESG 金融や環境・社会事業に積極的に取り組み、環境・社会に優れたインパクトを与えた投資家・金融機関等や、企業価値向上と環境への成の効果を生み出している企業の取組を評価・表彰します。投資家部門、融資部門など 5 部門が設定されています。
環境 人づくり企業大賞	環境省	日本国内の企業 （「大企業」「中小企業」の区分有）	地球環境と調和した企業経営を実現するため、環境保全や社会経済のグリーン化を牽引する人材、すなわち環境人材を自社で育成するための優良な取組を行う企業を表彰するものです。環境大臣賞 2 件のほか、優秀賞、奨励賞があります。
グッドライフアワード	環境省	企業、学校、NPO、自治体、地域コミュニティ、個人など	環境に優しい社会の実現を目指し、日本各地で実践されている「環境と社会により暮らし」に関わる活動や取組を募集して紹介、表彰しています。
青少年の体験活動推進企業表彰	文部科学省	企業（営利を目的として経済活動を継続して実施する法人格を有した組織）	社会貢献活動の一環として青少年の体験活動に関する優れた実践を行っている企業を表彰する制度です。文部科学大臣賞（原則 1 件）のほか、審査委員会特別賞もあります。
群馬県優良企業表彰	群馬県	県内に事業所を有している中小企業、団体	県の産業を支える優れた中小企業を表彰します。ものづくり部門（10 者程度）と商業部門（10 者程度）があり、受賞者には、県ホームページでの PR、県の融資制度や展示会等での優遇措置が与えられます。
千葉のちから「中小企業・小規模企業表彰」	千葉県	県内で 10 年以上の経営実績がある中小企業・小規模企業	地域経済への貢献、様々な地域活動への取組など、地域貢献を続けてきた中小企業や従業員を表彰する制度です。中小企業・小規模企業表彰、商店街表彰、従業員表彰の 3 部門があります。
神奈川県優良小規模企業者表彰	神奈川県	県内でものづくりに関連する事業を行っている企業者	県内で特筆すべき実績を残している又は特徴的な経営を実践している小規模企業者を表彰する制度です。推薦による審査です。
あい健康経営アワード	愛知県	「愛知県健康経営推進企業」に登録した企業で県内に本社・本部を置く者	従業員の健康づくりに積極的に取り組む「健康経営」を推進し、他の模範となる優れた成果を挙げている企業を表彰します。選定委員会が審査し、表彰企業は、特設ホームページに掲載されます。
京都中小企業優良企業表彰	京都府	府内の中小企業者	府の産業の振興に貢献している中小企業者を表彰する制度です。「ものづくり部門」と「小売、サービス業等部門」とがあり、表彰企業は、2 年間、協力事業所に指定され、見学者の受入れ、講習会への講師の派遣等について協力しています。
大阪ものづくり優良企業賞	大阪府	府内に本社を有する中小企業者で工業製品の設計、製造技術に関連する事業を営む会社または個人	優れた大阪のものづくり中小企業を、「技術、QCD、財務、CSR」の 4 つの視点で審査、選定するものです。受賞企業は、金融機関の融資、小規模企業者等設備貸与で優遇措置が受けられ、府の PR 活動等によるプロモーションや本賞ロゴマークの使用が認められます。
仙台「四方よし」企業大賞	仙台市	市内中小企業	地域社会の発展および市民生活の向上に寄与する優れた取り組みを行っている市内の中小企業を表彰する制度です。受賞者には、大賞（1 社 50 万円）、優秀賞（2 社 30 万円）

制度名	実施主体	対象	内容
			が贈呈されるほか、市融資制度、市ホームページでの PR, ロゴマークの使用などの優遇措置が受けられます。
新宿区ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰	東京都新宿区	「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」で認定された企業	「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」の認定企業のうち、特に優れた取組みを行っている企業を表彰しています。
静岡市 CSR パートナー企業表彰制度	静岡県静岡市	静岡市内の中小企業及び中小企業団体（要件有）	適正な労務管理、コンプライアンス、社会貢献活動の充実など、企業の持続的な発展につながる「CSR（企業の社会的責任）」活動に取り組んでいる企業を表彰しています。受賞者には、市による PR やロゴマークの使用が認められ、融資制度での優遇措置が受けられます。
女性の活躍推進企業認定・表彰制度	愛知県名古屋市	市内事業所	女性がいきいきと活躍できるような取組をしている企業を認定し、その中で特に優れた取組をしている企業を表彰します。企業部門・従業員部門があり、受賞者には市の認定マークの使用や、市の PR など優遇されます。
2019 北九州 SDGs 未来都市アワード	福岡県北九州市	市内の学校・団体・企業	SDGs/ESD の普及に貢献し、SDGs 達成に寄与する活動を展開している学校・団体・企業を表彰します。年代別部門（小中学校、高校、大学、一般）と企業別部門があり、年代別部門には賞状のほか、副賞 5 万円も贈呈されます。
さがみはら SDG s アワード	相模原青年会議所	市内の企業	地域経済の活性化を図るため、SDGs 達成に資する優れた取組を行っている企業・団体等を表彰します。相模原 SDG s 大賞（1 案件）のほか、相模原 SDG s 貢献賞（複数）などがあります。

4 企業のSDGsに対する意識調査結果

4.1 日本企業のSDGs認知度

日本企業におけるSDGsの認知度や取組の状況について、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（GCNJ）及び企業市民協議会（CBCC）が実施したアンケート結果から整理しています。

グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（GCNJ）が、SDGs採択年である2015年より毎年実施している、会員企業アンケート結果によると、「主にCSR担当に定着している」が2015年の61%から2016年以降は80%以上となり、CSR部門での取組が進んだものと考えられます。また、経営陣の認知度も2015年の20%から2018年には59%まで増加しており、中間管理職や従業員への認知度も徐々に改善してきています。

また、SDGsを知っている企業における認識としては、「持続可能性に関わる価値の向上」及び「企業の存在価値の向上」が多いことから、SDGsが企業にとって取組のインセンティブになっていると考えられます。

Q. 貴社・団体内でのSDGsの認知度について、あてはまる状況を下記より選択してください。（複数回答）

	2015年	2016年	2017年	2018年
主にCSR担当に定着している	61%	84%	86%	84%
経営陣に定着している	20%	28%	36%	59%
中間管理職に定着している	4%	5%	9%	18%
従業員にも定着している**	—	—	8%	17%
関連会社などステークホルダーにも定着している*	—	3%	2%	4%
わからない	15%	12%	7%	3%

Q. 貴社・団体内では、SDGsをどのように認識しているか？（複数回答）

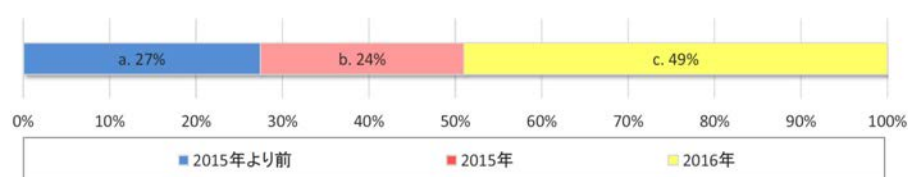
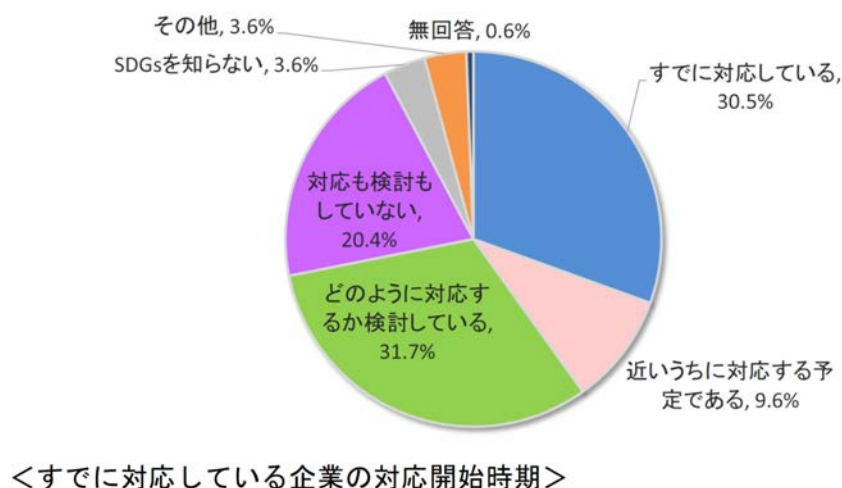
	2016年	2017年	2018年
持続可能性に関わる価値の向上	79%	77%	82%
ステークホルダーとの関係強化	61%	55%	59%
将来のビジネスチャンス	60%	58%	69%
社会と市場の安定化	57%	52%	58%
企業の存在価値向上**	—	74%	80%
重要と認識しているが明確な目的は模索中**	—	20%	9%
投資家対応**	—	29%	27%
特に重要であるとの認識はない	5%	1%	0%
その他	5%	4%	5%

SDGsの認識¹⁾

そして、企業市民協議会（CBCC）が2017年2月に会員企業及び経団連会員企業を対象に行ったCSRに関する実態調査では、約4割の企業がSDGsにすでに対応又は近く対応予定と回答し、

¹⁾ 「主流化に向かうSDGsとビジネス～日本における企業・団体の取組み現場から～」（2019年2月、一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES））

すでに対応している企業の約半数が採択の翌年である 2016 年と回答しています。



SDG s 採択後の対応状況²⁾

4.2 SDG s に取り組む際の課題

企業が SDGs の取組を推進する上でどのような課題に直面しているかについては、GCNJ の調査結果より、「社内での展開方法が未確定」が依然として多い状況です。さらに、2017 年に新たに設定されたものとして「中間管理職の理解度が低い」と、「一般職層の理解度が低い」が 2018 年においても、いずれも 40% 台と依然多い状況となっています。これは、経営層や社員に対して取組の意義をうまく伝えることも重要であることに加え、やはり中間管理職と共に一般職への理解が取組を進める上でのポイントになるのではないのでしょうか。

Q. SDGsに取り組む場合にどのようなことが課題になっていますか？（複数回答）

	2015年	2016年	2017年	2018年
社会的な認知度が高まっていない	70%	63%	47%	28%
社内の理解度が低い (※2017年以降は選択肢を削除)	62%	66%	—	—
社内での展開方法が未確定	46%	66%	52%	44%
トップのコミットメントが弱い	26%	31%	31%	19%
中間管理職の理解度が低い**	—	—	47%	48%
一般職層の理解度が低い**	—	—	40%	47%
管掌役員の理解度が低い**	—	—	20%	18%
定量的な指標など評価方法がわからない	49%	52%	47%	43%
リソース（資金・能力・技術等）の不足*	—	33%	25%	27%
政府の方針徹底、関与が希薄*	—	30%	18%	9%
適切なパートナーが見つからない	10%	10%	4%	3%
その他（具体的に）	7%	5%	6%	4%

SDG s 推進における課題¹⁾

²⁾ 「『CSR 実態調査』結果」（2017 年 2 月、公益社団法人企業市民協議会（CBCC））

5 企業の取組と SDGs の紐付け

本項では、企業に係る既存の制度及び枠組において提示されている取組内容と SDGs のゴールとの関連性を整理し、ゴール毎に具体的な取組を紹介しています。SDGs の取組手順の「手順 2：自社の活動内容の棚卸を行い、SDGs と紐付けて説明できるか考える」を行う際の参考として活用してください。

なお、ここで整理した既存の制度・枠組の一覧は、下表に示すとおりです。

分 類	出典 No.	名 称
認証制度	1)	エコアクション 21 認証・登録制度
	2)	さいたま市 CSR チャレンジ企業認証制度
	3)	CASBEE（建築環境総合性能評価システム）認証制度
	4)	宇都宮まちづくり貢献企業認証制度
	5)	横浜型地域貢献企業認証制度
国際標準化機構 (ISO) 認証	6)	ISO14001
	7)	ISO26000
	8)	ISO9001
行動計画	9)	低炭素社会実行計画
	10)	環境自主行動計画

5.1 既存の制度・枠組で提示されている取組と SDGs の紐付け



ゴール 1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

該当なし



ゴール 2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
調達	原材料の生産や採掘が、現地の生物多様性に悪影響を与えるものではないか、先住民の権利は尊重されているか等の情報を得ている	ゴール 14	1)



ゴール 3：あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
化学物質	化学物質使用量の把握と削減に取り組んでいる	ゴール 11	1)
	燃料油、溶剤、塗料等の揮発を防止する等、VOC の排出抑制に取り組んでいる	ゴール 11	
	有害性の化学物質について、その種類、使用量、保管量、使用方法、使用場所、保管場所等を経時的に把握し、記録・管理している	ゴール 11	
	有害性の化学物質の排出量の計測、推定等を行っている	ゴール 11	
	化学物質の安全性に関する情報伝達のため、MSDS（化学物質安全データシート）により管理している	ゴール 11	
	化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）にもとづく取組を行っている	ゴール 11	
	屋外での除草剤、殺虫剤の使用の削減に取り組んでいる	ゴール 11	

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
化学物質	製品やサービスの提供プロセス・営業プロセスにおいて、法令で規制されている有害物質の混入や違法な営業行為などを発生させないための具体的な措置をとっている	-	2)
	有害物質を含まない材料を（建築物の環境負荷低減性－資源・マテリアル）使用している	-	3)
大気汚染	大気汚染の少ないプロセスや機器（低 NOx 燃焼機器等）を採用している	ゴール 11	1)
	大気汚染について、法令による基準より厳しい自主管理基準を設定し、その遵守に努めている	ゴール 11	
	ばい煙等の監視及び測定やばい煙処理設備の点検を定期的に行う等、適正に管理している	ゴール 11	
	大気汚染の防止（建築物の環境負荷低減性－敷地外環境）に取り組んでいる	-	3)
騒音・振動・悪臭	騒音・振動・悪臭の防止（建築物の環境負荷低減性－敷地外環境）に取り組んでいる	-	3)
従業員の健康	従業員の 1 週間当たりの労働時間が法定労働時間の範囲内である又は適法な手続きによって法定労働時間の上限を延長している	-	2)
	過重労働を防止するための具体的な措置をとっている	ゴール 8	
	労働災害を予防するための具体的な措置をとっている	ゴール 8	
	法令で対象とされる全ての従業員に対し、法定健康診断を受診させている	-	
	ワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組を行っている	-	4)
市民の健康	文化・スポーツ振興に係る寄付・寄贈・事業協力を行っている	-	4)
製品・サービス	環境問題や社会問題に取り組む製品・サービスを提供している	-	2)
	環境問題や社会問題・地域に配慮したサービスや資材の調達を行っている	-	
	ユニバーサルデザイン製品の製造に係る方針策定・実施している	-	4)
建築物	室内環境（音・温熱・光など）やサービス性能（建築物の環境品質）に配慮している	ゴール 11	3)



ゴール 4：全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
従業員教育	研修の受講や独立開業の支援など、従業員の能力を向上させるための人的投資を行っている	ゴール 8	2)
	組織内における具体的な CSR の教育・普及活動を行っている	-	
消費者教育	消費者教育の充実に取り組んでいる	-	4)
学校教育	組織として社会貢献活動を行っている（学校教育の支援）	-	2)
	学校教育への協力、地域教育推進への協力、食育応援団への登録・実践活動を行っている	-	4)



ゴール 5：ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
人事	人事考課において、法令に定める権利の行使を理由とした実質的な報復措置および性別・障害・疾病・国籍・学歴・宗教・支持政党などを理由とした差別を行っていない	ゴール 8 ゴール 10	2)
	役員の親族以外の女性役員や管理職が常勤している	-	
人権侵害防止	セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなどの人権侵害を予防するための具体的な措置をとっている	ゴール 8	2)
環境整備	従業員、またはその家族の妊娠・出産・育児・介護・看護、その他健康状態に配慮した労働環境を整備している	-	2)
	外国人・セクシャルマイノリティ・社会的弱者の社会参画を促進するための具体的な行動をとっている	ゴール 10	
	企業における事業所内託児施設を設置している	-	4)
	女性の活躍を促進し（よこはまグッドバランス賞認定など）、出産育児のサポートを行っている	-	5)



ゴール 6：全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
水使用量	水道使用量を○年比で○%削減に取り組んでいる	-	6)
	資源利用量（水使用量）の削減・効率化に取り組んでいる	-	7)
	水使用量（上水、工業用水、地下水）を把握し、削減に取り組んでいる	-	1)
	バルブの調整により水量及び水圧の調節を図っている	-	
	冷温水発生機、クーリングタワー等の稼働に伴い使用される水の量が適正に保たれるよう設備の管理を行っている	-	
	手洗い時、洗い物においては、日常的に節水を励行している	-	
	社用車の洗車を必要最小限に留め、洗車する場合は節水を励行している	-	
	トイレに水流し音発生器を取り付ける等、トイレ用水を節約している	-	
	蛇口に節水こま（適量の水を流す機能を持つこま）を設置している	-	
	水道配管からの漏水を定期的に点検している	-	
排水	排水処理システムの品質管理システムの構築を行っている	-	8)
	水汚染の低減・浄化対策に取り組んでいる	-	7)
	総排水量（公共用水域、下水道）を把握し、削減に取り組んでいる	-	1)
	水質汚濁の少ないプロセスや機器（廃液の回収・再利用等）を採用している	-	
	排水処理装置を適切に設置している	-	
	排水が閉鎖性水域（湖、内湾等）に流入する場合は、窒素及び磷の除去対策を講じている	ゴール 14	
	有害物質や有機汚濁物質（生ごみ等）ができるだけ混入しないようにしている	-	
	水質汚濁等について、法令による基準より厳しい自主管理基準を設定し、その達成に努めている	-	
	排水等の監視及び測定や排水処理設備の点検を定期的に行い、適正に管理している	-	
	節水型の家電製品、水洗トイレ等を積極的に購入している	-	
再利用	事業における汚水の排出を法令の基準以内に抑制している	-	2)
	資源（水）の再利用・再資源化に取り組んでいる	-	7)
	サイト内で循環的利用を行っている物質等（水の利用量）	-	1)
	生産工程で使用する水を再利用するための設備を設置し、活用している（中水利用）	-	
	冷凍機や冷温水発生機等で使用する冷却水について、循環使用している	-	
雨水利用	塗装やメッキに使用する洗浄水を多段（カスケード）使用している	-	
	雨水の貯留タンクや雨水利用施設の設置等により、雨水利用を行っている	-	1)
	雨水を地下浸透させる設備（浸透升等）を導入している	-	



ゴール 7：全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
使用量	電気使用量を○年比で○%削減する	-	6)
	エネルギー使用量（購入電力（新エネルギーを除く）、化石燃料）を把握・報告し、削減に取り組む	-	1)
	経済活動量あたりのエネルギー使用量の減少により CO ₂ の排出量を削減する	-	9)
効率的運用	工程間の仕掛かり削減、ラインの並列化や部分統合等により生産工程の待機時間を短縮している	-	1)
	設備の効率評価（建築物の環境負荷低減性－エネルギー）	-	3)
節電	事務室、工場等の照明は、昼休み、残業時等不必要な時は消灯している	-	1)
	パソコン、コピー機等の OA 機器は、省電力設定にしている	-	
	エレベーターの使用を控え、階段を使用するよう努めている	-	
	空調の適温化（冷房 28 度程度、暖房 20 度程度）を徹底している	-	
節電	夏季における軽装（クールビズ）、冬季における重ね着等服装の工夫（ウォームビズ）をして、冷暖房の使用を抑えている	-	1)

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
適正管理	電力不要時には、負荷遮断、変圧器の遮断を行っている	-	1)
	照明器具については、定期的な清掃、交換を行う等、適正に管理している	-	
	冬季以外は給湯を停止している	-	
	エレベーターの夜間、休日の部分的停止等を行っている	-	
	共用のコンピューター等の電源については、管理担当者や使用上のルールを決める等、適正に管理している	-	
	空調機については、フィルターの定期的な清掃、交換を行う等、適正に管理している	-	
	組織の施設運営や業務の管理において、環境問題・社会問題の抑制につながる具体的な措置をとっている	ゴール 11	2)
省エネ	空気圧縮機、冷凍機、ボイラー等のエネルギー供給設備については、新規購入及び更新時には省エネルギー型機を導入している	-	1)
	高効率蛍光灯等の省エネルギー型照明器具に切り替えるようにしている	-	
	屋根、壁、床等に断熱材を採用している	-	
	省エネルギー基準適合製品を購入している	ゴール 12	
	社用車について、ハイブリッド車や低燃費車、低排出ガス認定車、電気自動車、天然ガス自動車等の低公害車への切り換えに取り組んでいる	ゴール 13	
	製品の使用過程でのエネルギーの削減を指向している	-	
環境負荷	都市ガス、灯油等の環境負荷の少ない燃料を優先的に購入、使用している	-	1)
	建物外皮の熱負荷を抑制することにより、室内の熱損失・熱取得を抑え、冷暖房の使用エネルギーの削減に取り組む（建築物の環境負荷低減性－エネルギー）	-	3)
再生可能エネルギー	エネルギー使用量（新エネルギー）を把握し、利用を推進する	-	1)
	太陽光発電設備を導入し、太陽エネルギーを電気として利用している	-	
	太陽熱温水器等を導入し、加熱した水を暖房や給湯に利用している	-	
	マイクロ水力（発電規模 100kW 程度以下の水力発電）を導入している	-	
	自然エネルギー（昼光利用・太陽光発電等）をそのまま利用している。（建築物の環境負荷低減性－エネルギー）	-	3)
緑化	敷地内、壁面、屋上等の緑化を行っている（大気浄化、都市気象の緩和にも資する）	ゴール 11 ゴール 13	1)



ゴール 8：包括的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい（ディーセントワーク）を促進する

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
雇用条件	雇用形態に関わらず、全ての従業員と労働条件を明示した労働契約を書面で交わしている又は労働条件通知書を交付している	ゴール 10	2)
	就業規則などの行動規範を定め、従業員が常に参照可能な状態にしている	-	
	対象となる全ての従業員について労働保険および社会保険に加入している	-	
	地元雇用を推進する取り組みを行っている	-	4)
雇用環境	過重労働を防止するための具体的な措置をとっている	ゴール 3	2)
	労働災害を予防するための具体的な措置をとっている	ゴール 3	
	事業所などにおいて、従業員の健康的な労働環境を保全するための具体的措置をとっている	-	
	研修の受講や独立開業の支援など、従業員の能力を向上させるための人的投資を行っている	ゴール 4	
人事	人事考課において、法令に定める権利の行使を理由とした実質的な報復措置および性別・障害・疾病・国籍・学歴・宗教・支持政党などを理由とした差別を行っていない	ゴール 5 ゴール 10	2)
人権侵害防止	セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなどの人権侵害を予防するための具体的な措置をとっている	ゴール 5	2)
高齢者・障害者雇用	障害者の勤務に適した労働環境を整備し障害者を雇用している	ゴール 10	2)
	定年を設けない又は 65 歳以上の従業員の就労が可能な状態にある	-	

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
高齢者・障害者雇用	高齢者・障害者雇用環境の充実（法による義務付けを上回る制度及び実績）に取り組んでいる	ゴール 10	4)
	高齢者・障害者積極雇用（法による義務付けを上回る制度及び実績）に取り組んでいる	ゴール 10	5)



ゴール 9：強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
製品・サービス	製品の小型化、軽量化等により、同一機能に対して資源使用量のミニマム化を指向している	-	1)
	製品の長寿命化を指向している	-	
	国や県などの産業関連認証取得・表彰（栃木県フロンティア企業認証等）を行っている	-	4)
連携	産学官等連携（市内企業・大学等と連携した製品開発や研究への支援）を行っている	-	4)
	産業振興に係る寄付・寄贈・事業協力を行っている	-	
	地元活用・志向として、地元企業を優先した業者選定を行っている	ゴール 11	5)
	地元活用の一環として地元ブランドの販売に取り組む	-	



ゴール 10：各国内及び各国間の不平等を是正する

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
雇用	雇用形態に関わらず、全ての従業員と労働条件を明示した労働 契約を書面で交わしている又は労働条件通知書を交付している	ゴール 8	1)
	障害者の勤務に適した労働環境を整備し障害者を雇用している	ゴール 8	
	外国人・セクシャルマイノリティ・社会的弱者の社会参画を促進するための具体的な行動をとっている	ゴール 5	
	高齢者・障害者雇用環境の充実（法による義務付けを上回る制度及び実績）に取り組んでいる	ゴール 8	4)
	高齢者・障害者積極雇用（法による義務付けを上回る制度及び実績）に取り組んでいる	ゴール 8	5)
人事	人事考課において、法令に定める権利の行使を理由とした実質的な報復措置および性別・障害・疾病・国籍・学歴・宗教・支持政党などを理由とした差別を行っていない	ゴール 5 ゴール 8	1)



ゴール 11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を再現する

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
廃棄物の削減	一般廃棄物量を〇年比で〇%削減する	ゴール 12	6)
	廃棄物排出量及び廃棄物最終処分量を把握し、削減に取り組む	ゴール 12	1)
	産業廃棄物最終処分量、発生量の削減に取り組む	-	10)
廃棄物の発生抑制	品質劣化等による不良在庫を減らすため、在庫数量の適正化等在庫管理を徹底している	ゴール 12	1)
	使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制している	ゴール 12	
	再使用またはリサイクルしやすい製品を優先的に購入し、使用している	ゴール 12	
	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により、製品等の長期使用を進めている	ゴール 12	
	廃棄物の発生抑制のため、モデルチェンジの適正化に取り組んでいる	-	

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
廃棄物の適正 処理	廃棄物管理票（マニフェスト）をもとに廃棄物の適正な処理を行っている	ゴール 12	
	廃棄物の最終処分先を定期的に、直接、確認している	ゴール 12	
	廃棄物焼却の際、塩化ビニール等焼却に適さない物が混入しないよう徹底するとともに、ばい煙の処理、近隣環境への配慮等を行っている	ゴール 12	
	事業における廃棄物の処理を適法に行っている	ゴール 12	
化学物質	化学物質使用量の把握と削減に取り組んでいる	ゴール 3	1)
	燃料油、溶剤、塗料等の揮発を防止する等、VOC の排出抑制に取り組んでいる	ゴール 3	
	有害性の化学物質について、その種類、使用量、保管量、使用方法、使用場所、保管場所等を経時的に把握し、記録・管理している	ゴール 3	
	有害性の化学物質の排出量の計測、推定等を行っている	ゴール 3	
	化学物質の安全性に関する情報伝達のため、MSDS（化学物質安全データシート）により管理している	ゴール 3	
	化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）にもとづく取組を行っている	ゴール 3	
	屋外での除草剤、殺虫剤の使用の削減に取り組んでいる	ゴール 3	
生産量	総製品生産量または総商品販売量をまとめることで、環境へ負荷をかける製品・商品を把握し、環境負荷の削減に取り組んでいる。	ゴール 12	1)
リサイクル	サイト内で循環的利用を行っている物質（原材料や水等）を把握し、環境負荷の削減に取り組んでいる	-	1)
	生産工程から発生する金属屑、紙屑、廃液、汚泥等の回収・再利用のための設備やラインを設け、活用している	ゴール 12	
	紙、金属缶、ガラスびん、プラスチック、電池等について、分別回収ボックスの適正配置等により、ごみの分別を徹底している	ゴール 12	
	回収した資源ごみがリサイクルされるよう確認している（委託業者等に対して）	ゴール 12	
	食堂等における食べ残し、食品残渣等の有機物質については可能な限りコンポスト化（堆肥化）し、土壌に還元、利用している	ゴール 12	
	リサイクルしやすいよう、素材の種類や製品の部品点数の削減や、ネジの数を減らすこと等による解体しやすい構造を指向している	ゴール 12	
	産業廃棄物などの再資源化率のゴール指標を設定し、達成に取り組んでいる	-	
大気汚染	大気汚染の少ないプロセスや機器（低 NOx 燃焼機器等）を採用している	ゴール 3	1)
	日常的に大気汚染防止への配慮（燃焼管理等）を行っている	-	
	大気汚染について、法令による基準より厳しい自主管理基準を設定し、その遵守に努めている	ゴール 3	
	ばい煙等の監視及び測定やばい煙処理設備の点検を定期的に行う等、適正に管理している	ゴール 3	
悪臭・騒音	悪臭防止のため排出口の位置等の配慮を行っている	-	1)
	低騒音型機器の使用、防音・防振設備の設置・管理等により騒音・振動を防止するとともに、日常的な監視及び測定を実施している	-	
	騒音・振動・悪臭の防止（建築物の環境負荷低減性－周辺環境への配慮）	-	
緑化	敷地内、壁面、屋上等の緑化を行っている（大気浄化、都市気象の緩和にも資する）	ゴール 7 ゴール 13	3)
環境配慮	環境負荷の少ない建築材の使用、建築材の使用合理化等（合板型枠等の木材の使用合理化、高炉セメント、エコセメント、再生素材の積極的使用等）を依頼している	ゴール 12	1)
	周辺の自然環境（動植物等）への影響を最小限に抑える、もしくは修復する等環境に配慮した施工計画の提案を依頼している	ゴール 15	
	組織の施設運営や業務の管理において、環境問題・社会問題の抑制につながる具体的な措置をとっている	ゴール 7	
	まちなみ・景観への配慮（建築物の環境品質－室外環境（敷地内））	-	
建築物	建築物の老朽化や運用の診断を行い、改善や環境保全設備の見直しを行っている	-	3)
	建築物の耐久性の向上に取り組んでいる	-	
	排水設備のメンテナンス、吹き付けアスベストの管理（特に解体時の事前除去）等を行っている	-	
	室内環境（音・温熱・光など）やサービス性能（建築物の環境品質）に配慮している。	ゴール 3	
災害	災害に遭遇した場合でも事業を復旧し、継続するための計画や準備がある	ゴール 13	2)
地域貢献	CSR 活動に関し、ステークホルダーの声を汲み取るための具体的な行動をとっている	-	2)
	組織として社会貢献活動を行っている	-	
	従業員が自発的に社会貢献活動やソーシャルビジネスなどに参加しやすくするための具体的な支援を行っている	-	

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
地域貢献	地域コミュニティ参画（地域活動・祭事への参加・寄付地域清掃活動等）を行っている	-	4)
	NPO への支援と協働（NPO への事業協力）を行っている	-	
	地元密着・地域志向として、地元雇用・地元取引を行っている	-	
	地産地消の推進に取り組む	ゴール 12	
	地域社会への貢献として、地域ボランティアに取り組んでいる	-	5)
	地域社会への貢献として、地域への寄附を行っている	-	
	地元活用・志向として、地元企業を優先した業者選定を行っている	ゴール 9	
	廃棄物の負荷を抑制することで地域性・アメニティへの配慮に取り組んでいる（建築物の環境品質－室外環境（敷地内））	-	3)



ゴール 12：持続可能な生産消費形態を確保する

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
廃棄物の削減	一般廃棄物量を〇年比で〇%削減する	ゴール 11	6)
	廃棄物排出量及び廃棄物最終処分量を把握し、削減に取り組む	ゴール 11	1)
廃棄物の発生抑制	品質劣化等による不良在庫を減らすため、在庫数量の適正化等在庫管理を徹底している	ゴール 11	1)
	使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制している	ゴール 11	
	再使用またはリサイクルしやすい製品を優先的に購入し、使用している	ゴール 11	
	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により、製品等の長期使用を進めている	ゴール 11	
廃棄物の適正処理	廃棄物管理票（マニフェスト）をもとに廃棄物の適正な処理を行っている	ゴール 11	1)
	廃棄物の最終処分先を定期的に、直接、確認している	ゴール 11	
	廃棄物焼却の際、塩化ビニール等焼却に適さない物が混入しないよう徹底するとともに、ばい煙の処理、近隣環境への配慮等を行っている	ゴール 11	
	事業における廃棄物の処理を適法に行っている	ゴール 11	2)
生産	総製品生産量または総商品販売量をまとめることで、環境へ負荷をかける製品・商品を把握し、環境負荷の削減に取り組んでいる。	ゴール 11	1)
消費	用紙使用量を〇年比で〇%削減する。	-	6)
省資源	打合せや会議の資料等については、ホワイトボードやプロジェクターの利用により、ペーパーレス化に取り組んでいる	-	1)
	使用済み用紙、ポスター、カレンダー等の裏紙が活用できる紙は可能な限り利用するよう工夫している	-	
	コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤り等のミスコピーを防止するため、使用前に設定を確認するとともに、次に使用する人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットしている	-	
グリーン購入	グリーン購入の購入率を〇%以上にする	-	6)
	環境に配慮した物品等の調達に係る方針、基準等を作成し、それらに基づき物品リストを作成し、リストに基づく購入を行っている	-	1)
	環境ラベル認定等製品を優先的に購入している	-	
	省エネルギー基準適合製品を購入している	ゴール 7	
	修理や部品交換が可能で、部品の再使用、素材の再生利用が容易な設計の製品を優先的に購入、使用している	-	
	木材の調達にあたり、跡地の緑化、植林、環境修復が適切に行われていることに配慮したり、または跡地緑化等を考慮したりしている	ゴール 15	
	調達する原材料（木材、水産品、農作物、鉱物等）の原産地を把握している	-	
環境配慮	自社製品及び社外から購入する部品等について、想定される環境負荷のチェックリストを作成している	-	1)
	新製品開発、モデルチェンジ等にあたり、環境負荷の測定・記録や製品アセスメント（製品が廃棄物になった場合の適正処理困難性の評価、製品の生産から消費、廃棄に至る各段階での環境負荷の評価（ライフサイクルアセスメント）等を含む）を実施している	-	
	環境負荷の少ない建築材の使用、建築材の使用合理化等（合板型枠等の木材の使用合理化、高炉セメント、エコセメント、再生素材の積極的使用等）を依頼している	ゴール 11	

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
リサイクル	生産工程から発生する金属屑、紙屑、廃液、汚泥等の回収・再利用のための設備やラインを設け、活用している	ゴール 11	1)
	紙、金属缶、ガラスびん、プラスチック、電池等について、分別回収ボックスの適正配置等により、ごみの分別を徹底している	ゴール 11	
	回収した資源ごみがリサイクルされるよう確認している（委託業者等に対して）	ゴール 11	
	食堂等における食べ残し、食品残渣等の有機物質については可能な限りコンポスト化（堆肥化）し、土壌に還元、利用している	ゴール 11	
	リサイクルしやすいよう、素材の種類や製品の部品点数の削減や、ネジの数を減らすこと等による解体しやすい構造を指向している	ゴール 11	
	非再生性資源の使用量削減（建築物の環境負荷低減性）	-	3)
製品・サービス	簡易包装の推進、多重包装の見直し等を推進している	-	1)
	製品等の輸送の際には、繰り返し利用できるパレットや通い箱を利用している	-	
	再生資源を使用した商品、再生可能な商品、繰り返し使える商品、省エネ・省資源型の商品、容器包装を簡素化した商品、環境ラベル認定等製品等を重点的に販売している	-	
	製品の使用時や廃棄時の環境負荷の量をカタログ等に表示している	-	
	エコマーク及び自ら制定したマークや宣言等を製品やパンフレット等に表示している	-	
地域貢献	地産地消の推進に取り組む	ゴール 11	4)
	地元ブランドの推進に取り組む	-	



ゴール 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
フロン	特定フロンの回収、適正処理を行っている	-	1)
	フロン類の漏洩防止のための留意点等、製品に関する環境への負荷を低減するための消費者への情報提供を行っている	-	
温室効果ガス	温室効果ガス排出量を〇年比で〇%削減する	-	6)
	温室効果ガス排出量（二酸化炭素排出量等）を把握し、環境負荷の削減に取り組んでいる。	-	1)
	製品購入の際には、できるだけ HFC（ハイドロフルオロカーボン）、PFC（パーフルオロカーボン）、SF ₆ （六フッ化硫黄）等を使用していない製品を選ぶように配慮している	-	
	HFC（ハイドロフルオロカーボン）、PFC（パーフルオロカーボン）、SF ₆ （六フッ化硫黄）等を使用している製品を廃棄する際の回収に努めている	-	
	CO ₂ 排出量の削減に取り組んでいる	-	9)
排気ガス	社用車について、ハイブリッド車や低燃費車、低排出ガス認定車、電気自動車、天然ガス自動車等の低公害車への切り換えに取り組んでいる	ゴール 7	1)
	排気ガスや騒音のレベルを抑えるため適正な車輛整備を行っている	-	
	共用自転車を導入して、近距離の用務には社用車を使用せず、自転車を利用するように努めている	-	
熱	換気の際に屋外に排出される熱を回収して利用することのできる全熱交換器を採用している	-	1)
カーボン・オフセット	カーボン・オフセットに取り組んでいる商品やサービスを購入または使用している	-	1)
適応	災害に遭遇した場合でも事業を復旧し、継続するための計画や準備がある	ゴール 11	2)
温暖化対策	敷地内、壁面、屋上等の緑化を行っている（大気浄化、都市気象の緩和にも資する）	ゴール 7 ゴール 11	1)
	もったいない運動（地球温暖化対策等）に取り組む	-	4)
	緑化活動（里山等の緑地保全活動等）に取り組む	-	



ゴール 14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
調達	原材料の生産や採掘が、現地の生物多様性に悪影響を与えるものではないか、先住民の権利は尊重されているか等についての情報を得ている	ゴール 2	1)
	調達する原材料について、認証品（森林認証、漁業認証等）の活用を指向している	ゴール 15	
排水	排水が閉鎖性水域（湖、内湾等）に流入する場合は、窒素及び磷の除去対策を講じている	ゴール 6	1)



ゴール 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化・回復及び生物多様性の損失を阻止する

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
資源利用	間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用している	-	1)
	木材の調達にあたり、跡地の緑化、植林、環境修復が適切に行われていることに配慮したり、または跡地緑化等を考慮したりしている	ゴール 12	
	調達する原材料について、認証品（森林認証、漁業認証等）の活用を指向している	ゴール 14	
生物多様性	事業活動が生物多様性に与える影響を公表している	-	1)
環境配慮	事業所周辺の環境や生き物の保全活動（生息地の整備等）等を通し、事業活動を行う地域環境への配慮を行っている	-	1)
	周辺の自然環境（動植物等）への影響を最小限に抑える、もしくは修復する等環境に配慮した施工計画の提案を依頼している	ゴール 11	
	生物環境の保全と創出（建築物の環境品質－生物環境の保全と創出）	-	3)



ゴール 16：持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
防犯	安心のまちづくり（防犯活動への協力）に取り組む	-	4)



ゴール 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

分類	既存の制度・枠組での取組等	その他の 関連ゴール	出典
国際協力	国際交流の推進（外国人のインターンシップ受け入れ）に取り組む	-	4)

5.2 バリューチェーンとSDGsの紐付け

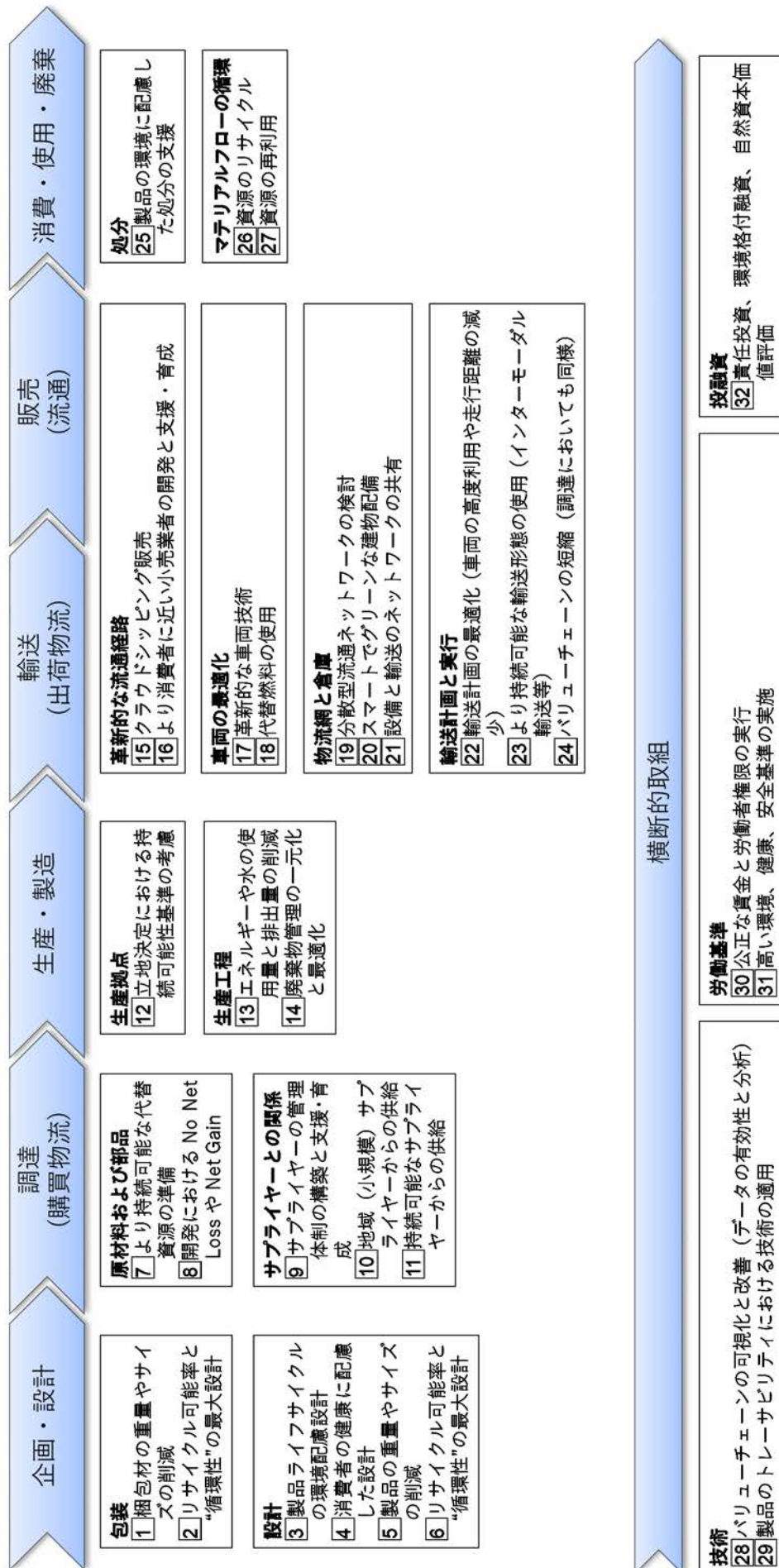
自社のバリューチェーン全体での取組を報告している企業 45 社の CSR 報告書（2015 年度）を参照し、企業のバリューチェーンにおける取組と SDGs のゴール・ターゲットがどのように関係しているのかを整理しました。

業種に依らず一般的なバリューチェーンとして代表させ、それぞれのプロセスで実施されている取組内容を資図 1 に、バリューチェーンにおける SDGs の各ゴールとの関連性を資表 2 に示しています。

関連性の整理結果から、バリューチェーンにおける持続可能な調達に係る 32 の取組について、該当する SDGs のゴールの数を資表 1 に集計したところ、直接的には 14 のゴールに関連していることが確認できました。なお、間接的な関連まで含めれば 17 のゴール全てとの紐づけも可能と考えられ、製造業を中心にバリューチェーンにおける持続可能性を高める取組の実施は SDGs の達成にも重要であると考えられます。

資表 1 バリューチェーンにおける持続可能な調達に係る取組に対する
SDGs のゴールの該当数(全 32 項)

SDGs の ゴール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
該当数	2	5	2	—	—	4	4	4	19	1	8	11	1	—	1	2	1



資図 1 バリチェーンにおける SDGs のゴールとの関係図

資表 2(1) バリューチェーンにおける SDGs のゴールとの関連性

チェック項目				SDGs との関連
企画・設計	包装	1	◆ 梱包材の重量やサイズの削減	12.5
		2	◆ リサイクル可能率と“循環性”の最大設計	12.5
	設計	3	◆ 製品ライフサイクルの環境配慮設計	x
		4	◆ 消費者の健康に配慮した設計	3.8、3.9
		5	◆ 製品の重量やサイズの削減	x
		6	◆ リサイクル可能率と“循環性”の最大設計	6.4、12.5
調達（購買物流）	部品	7	◆ より持続可能な代替案の準備	12.2
		8	◆ 開発における No Net Loss や Net Gain	7b、9a、14.2、14.5、15.1、15.2
	サプライヤーとの関係	9	◆ サプライヤーの管理体制の構築と支援・育成	2a、8.3、12a、16.5、17.3、17.7
		10	◆ 地域（小規模）サプライヤーからの供給	2.3、9.2、9.3、11.a
		11	◆ 持続可能なサプライヤーからの供給	2.4、9.2、9.4、11.a、12.7
生産・製造	拠点 生産	12	◆ 立地決定における持続可能性基準の考慮	9.1、9.2、9.4、11.c
	生産工程	13	◆ エネルギーや水の使用量と排出量の削減	6.4、7.3、9.4、11.6
		14	◆ 廃棄物管理の一元化と最適化	9.4、11.6、12.5
輸送（出荷物流）・販売（流通）	経路 革新的な流通	15	◆ クラウド SHIPPING 販売	9.4
		16	◆ より消費者に近い小売業者の開発と支援・育成	9.2
	車両の最適化	17	◆ 革新的な車両技術	3.6、9.4
		18	◆ 代替燃料の使用	7.2、12.2

資表 2(2) バリューチェーンにおける SDGs ゴールとの関連性

チェック項目			SDGs との関連
輸送（出荷物流）・販売（流通）	物流網と倉庫	19 ◆ 分散型流通ネットワークの検討	9.4
		20 ◆ スマートでグリーンな建物設備	9.4
		21 ◆ 設備と輸送のネットワークの共有	9.4
	輸送計画と実行	22 ◆ 輸送計画の最適化（車両の高度利用や走行距離の減少など）	9.4
		23 ◆ より持続可能な輸送形態の使用（インターモーダル輸送等）	9.4
		24 ◆ バリューチェーンの短縮（調達において同様）	9.2
消費・使用・廃棄	処分	25 ◆ 製品の環境に配慮した処分の支援	11.6
	マテリアル フローの循環	26 ◆ 資源のリサイクル	9.4、11.6、12.5
		27 ◆ 資源の再利用	6.4、9.4、11.6、12.5
横断的取組	技術	28 ◆ バリューチェーンの可視化と改善（データの有効性と分析）	6.4、7.3、9.4、12.7
		29 ◆ 製品のトレーサビリティにおける技術の適用	9.4
	労働基準	30 ◆ 公正な賃金と労働者権限の実行	1.4、2.3、8.5、8.7、8.8、10.1、10.2、10.3、16.6
		31 ◆ 高い環境、健康、安全基準の実施	8.8
	投融资	32 ◆ 責任投資、環境格付融資、自然資本価値評価	1a、2a、7a、8.10、13a、15a、15b

6 取組事例の紹介

本項では、企業が本業として SDGs に取り組む際の具体的な事例を紹介しています。

取組手順の「手順 3：何に取り組むか検討し、取組の目的、内容、ゴール、担当部署を決める」を行う際に、参考事例として活用してください。

6.1 企業の取組事例

(1) 製品の作り方やサービスの提供の仕方を改善して付加価値を高めた事例

■IKEUCHI ORGANIC の風で織るタオル（愛媛県今治市）

<企業概要>

創業：1953（昭和 28）年

従業員数：約 30 名（2017 年現在）

事業内容：オーガニックコットン 100%タオル、ベビー商品の製造販売

<取組内容>

1953 年にタオルの街、愛媛県今治市に創業した IKEUCHI ORGANIC は、60 年の歳月をかけて、生産する全製品がエコテックス規格 100 のクラス 1 をクリアし、“赤ちゃんが口に含んでも安全”というテキスタイルメーカーとなりました。自社ブランドの製造ポリシーとして「最大限の安全と最小限の環境負荷」を掲げ、生産・製造工程で最小限の環境負荷を図り、最大限安全な商品を提供する取組を行っています。

オーガニックコットン

製品に用いる原材料には、オーガニック・テキスタイルの世界基準 GOTS 認証をクリアしたオーガニックコットンのみを使用しています。インド、トルコなど世界 18 カ国の貧困状態にある農村の人々の自立のためのソーシャルプロジェクトとして、インド及びタンザニアでのプロジェクトで栽培されたコットンを使用しています。

風で織るタオル

気候変動問題の解決に貢献することを目指し、工場やオフィスの電力を風力発電で全てまかなっています。「グリーン電力証書システム」※という仕組みを利用し、2002 年には日本初の風力発電 100%の工場となりました。

※日本自然エネルギー株式会社を通じてグリーン電力証書を購入し、この購入費用を風力発電事業者が受け取って、従来の発電に比べてコストがかさむ自然エネルギー発電の設備、運営の強化にあてる仕組み。証書を購入することによって自然エネルギーを使ったとみなすことができます。

ローインパクト・ダイ

環境負荷を削減するため、染色には人体に安全で重金属を含まない反応染料を使用、洗浄には地下水を使用、廃水は浄化施設で処理して排水基準を遵守しています。また、精練漂白という加工工程では、化学薬品を用いる方法からオゾン漂白へと切り替え、排水処理にかかるエネルギー使用量と化学薬品使用量の削減につなげています。

これら 3 つの取組はバラバラではなく、自社ブランドの製造ポリシーに沿ったストーリーで結びついていることが成功要因の一つと考えられ、多方面から評価される事例となっています。製品づくりのストーリーに SDGs への貢献を関連づけることで、製品の付加価値を高めていると考えられます。



▲IKEUCHI ORGANIC の取組と SDGs の関連図※

出典：IKEUCHI ORGANIC 株式会社ホームページ

※関連する SDGs のゴールは、本ガイドで独自に作成

(2) 製品やサービスそのものを改善して付加価値を高めた事例

■明和工業株式会社（石川県金沢市）

<企業概要>

創業：1965（昭和 40）年

従業員数：50 名（2017 年現在）

事業内容：バイオマス利活用事業、農業関連事業、研究開発・技術サービス事業、海外事業、
自然調和型ライフスタイル提案事業

<取組内容>

研究開発型の企業として、環境・農業・再生可能エネルギーの分野において、研究機関や省庁との産官学連携での技術開発も行いながら、国内だけでなく途上国の抱える問題解決につながる技術提供を行っています。

バイオマス炭化装置を用いたパートナーシップの取組

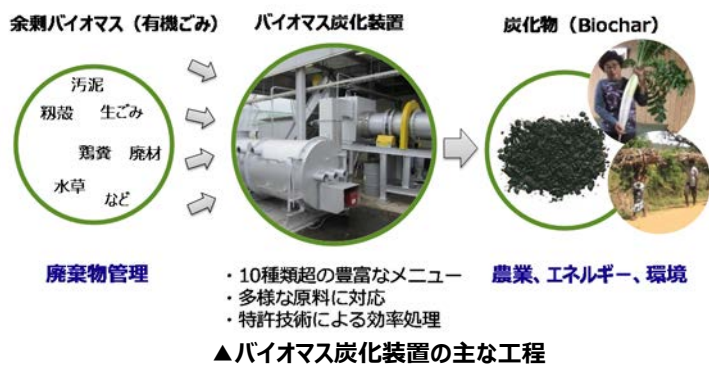
汚泥や生ごみなどの有機ごみを炭化物に換え、生成した炭は肥料や土壌改良材、燃料として利用できる「バイオマス炭化装置」を開発しました。国内においては、現在、某県の浄化センターに導入され、下水汚泥の炭化を行っています。その仕組みとして、まずは同社から自治体に装置を販売し、装置のオペレーションや炭の販売は自治体が民間事業者委託して、炭の普及を通じて地域の農家に恩恵をもたらすという循環型ビジネスモデルを構築しました。

この循環型ビジネスを海外でも実現させるための取組も進めています。アフリカでは、人口集中による廃棄物処理の遅れ、農地への過剰な化学肥料の散布による土壌劣化や湖沼での富栄養化などの問題が起こっており、装置の導入がその地域の課題解決にもつながると考えました。途上国への導入には、現地パートナーや農業研究機関を探すことが重要と考え、実現に向けた現地での調査検討を進めています。

バイオマス炭化装置と SDGs

上記の取組を SDGs の視点で考えると、炭を乾燥地での農業に活用することで土壌改良材として農地の保水性を高め、気候変動適応型の農業に貢献できると考えています。また、燃料として活用することで、貧困層などの燃料確保のために行われてきた違法伐採が主な原因の一つとなっている砂漠化や森林破壊に歯止めをかけることが可能であると考えています。

これらの内容は会社ホームページでも公開しており、SDGs をチャンスと捉えて、外部とのパートナーシップにより本業として取り組んでいこうとしています。



例年より雨が降ったために全滅したトウモロコシ畑

炭化物の節水効果を活かした気候変動適応策



違法伐採された木で作ったとみられる炭（クニア）

砂漠化防止

▲バイオマス炭化装置の効果と SDGs の主な関係

出典：明和工業株式会社ホームページ、シンポジウム「石川・金沢から発信する SDGs ビジネス」発表資料（2018 年 1 月）

6.2 「ジャパン SDGs アワード」受賞企業の取組事例

ジャパン SDGs アワードの概要

■実施方法

SDGs 達成に資する取組を行っている企業又は団体等を公募し、「ジャパン SDGs アワード」選考委員会（SDGs 推進円卓会議）による選考、SDGs 推進本部への報告を経て、受賞団体が決定されます。

表彰の種類には、SDGs 推進本部長（内閣総理大臣）表彰、SDGs 推進副本部長（内閣官房長官及び外務大臣）表彰、特別賞「SDGs パートナシップ賞」があります。

■評価項目

項目	概要
普遍性	①国際社会においても幅広くロールモデルとなり得る取組であるか ②国内における取組である場合、国際目標達成に向けた努力としての側面を有しているか ③国際協力に関する取組である場合、我が国自身の繁栄を支えるものであるか
包摂性	①「誰一人取り残さない」の理念に則って取り組んでいるか ②多様性という視点が活動に含まれているか ③ジェンダーの主流化の視点が活動に含まれているか
参画型	①脆弱な立場におかれた人々を対象として取り込んでいるか ②自らが当事者となって主体的に参加しているか ③様々なステークホルダーを巻き込んでいるか
統合性	①経済・社会・環境の分野における関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しているか ②統合的解決の視点を持って取り組んでいるか ③異なる優先課題を有機的に連動させているか
透明性と説明責任	①自社・団体の取組を定期的に評価しているか ②自社・団体の取組を公表しているか ③公表された評価の結果を踏まえ自社・団体の取組を修正しているか

■実施結果

「第1回ジャパン SDGs アワード」（2017年12月26日発表）

受賞企業・団体等：

表彰の種類	企業・団体名
SDGs 推進本部長（内閣総理大臣）表彰	北海道下川町
SDGs 推進副本部長（内閣官房長官）表彰	特定非営利法人しんせい パルシステム生活協同組合連合会 金沢工業大学
SDGs 推進本部長（外務大臣）表彰	サラヤ株式会社 住友化学株式会社
特別賞「SDGs パートナシップ賞」	吉本興業株式会社 株式会社伊藤園 江東区立八名川小学校 国立大学法人岡山大学 公益財団法人ジョイセフ 福岡県北九州市

「第2回ジャパン SDGs アワード」(2018 年 12 月 21 日発表)

受賞企業・団体等：

表彰の種類	企業・団体名
SDGs 推進本部長（内閣総理大臣）表彰	株式会社日本フードエコロジーセンター
SDGs 推進副本部長（内閣官房長官）表彰	日本生活協同組合連合会 鹿児島県大崎町 一般社団法人ラ・バルカグループ
SDGs 推進副本部長（外務大臣）表彰	株式会社 LIXIL 特定非営利活動法人エイズ孤児支援 NGO・PLAS 会宝産業株式会社
特別賞「SDGs パートナースhip賞」	株式会社虎屋本舗 株式会社大川印刷 SUNSHOW GROUP（三承工業株式会社，N.SUNSHOW 株式会社） 株式会社滋賀銀行 山陽女子中学校・高等学校地歴部 株式会社ヤクルト本社 産科婦人科館出張 佐藤病院 株式会社フジテレビジョン

「第3回ジャパン SDGs アワード」(2019 年 12 月 20 日発表)

受賞企業・団体等：

表彰の種類	企業・団体名
SDGs 推進本部長（内閣総理大臣）表彰	魚町商店街振興組合
SDGs 推進副本部長（内閣官房長官）表彰	大阪府 「九州力作野菜」「果物」プロジェクト共同体（代表：イオン九州株式会社）
SDGs 推進副本部長（外務大臣）表彰	特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International 株式会社富士メガネ
特別賞「SDGs パートナースhip賞」	日本リユースシステム株式会社 徳島県上板町立高志小学校 大牟田市教育委員会 公益社団法人日本青年会議所 株式会社大和ネクスト銀行 そらのまちほいくん

受賞企業の取組内容

ジャパン SDGs アワード表彰企業・団体の中から、企業のみを紹介します。

■第1回 受賞企業

副本部長賞
(外務大臣)

サラヤ株式会社

貢献しているSDGs目標 3, 6, 12, 14, 15

活動概要

- ウガンダとカンボジアにて、市民と医療施設の2方向から、**手洗いを基本とする衛生の向上のための取組を推進**。
- 「**100万人の手洗いプロジェクト**」として、商品の出荷額1%を、ウガンダにおけるユニセフの手洗い普及活動の支援に当てている。また、ウガンダに「**現地法人サラヤ・イーストアフリカ**」を設立し、**現地生産の消毒剤やその使用方法を含めた衛生マニュアルを提供**。
- 持続可能なパーム油類(RSPO認証油)の使用や、アブラヤシ生産地の生物多様性の保全**に取り組むと同時に、消費者へのエシカル消費の啓発を実施。

SDGs実施指針における実施原則(本アワード評価基準)

- 普遍性:** ウガンダにアルコール手指消毒剤を継続的に供給し、東アフリカの衛生向上と共に雇用も創出。
- 包摂性:** 「100万人の手洗いプロジェクト」を、ユニセフの支援を通じて実施。
- 参画型:** 生活用水が不足しがちなアフリカ諸国に対して、アフリカ製アルコール手指消毒剤を供給。
- 統合性:** 衛生への取組による多産から少子への移行、教育の機会確保、女性の社会進出というサイクルの実現。
- 透明性と説明責任:** ウガンダやボルネオでの取組をサラヤの持続可能性レポート等で随時更新、公開。

▼簡易手洗い装置(ウガンダの学校)



副本部長賞
(外務大臣)

住友化学株式会社

貢献している
SDGs目標

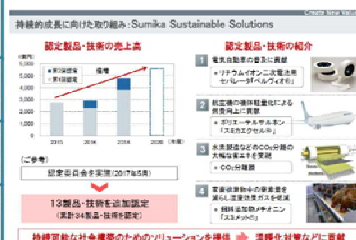
マラリア対策事業(オリセツ・ネット): 1, 3, 4, 5, 8, 13
Sumika Sustainable Solutions: 2, 3, 7, 12, 13, 17
サステナブルツリー: 全目標

活動概要

- MDGsから継続してマラリア対策に統合的に取り組んできた経験を踏まえ、**SDGsの達成に向けては、全事業を通じて全社員で取組む**考え。そのため、トップの強いリーダーシップの下、**2016年から「Sumika Sustainable Solutions(SSS)」と、「サステナブルツリー」を開始**。
- 「SSS」では、環境面からSDGsに貢献する製品・技術(現在34製品・技術)を認定、売上高として達成目標を掲げて、実効的にSDGsに貢献。「サステナブルツリー」では、「SSS」と連携しつつ、社員のための専用ウェブを通じて、SDGsの正しい理解と主体的な取組を促進。
- 「オリセツ・ネット」事業を通じて、**感染症対策のみならず、雇用、教育、ジェンダー等幅広い分野において、経済・社会・環境の統合的向上に貢献**。

SDGs実施指針における実施原則(本アワード評価基準)

- 普遍性:** サステナブルツリーやSSSと同様の取組は他社でも実施可能であり、国内外でロールモデルと成り得る。
- 包摂性:** サステナブルツリーにおいて、グローバルにSDGsを浸透させるため、11か国語でSDGs解説漫画を配信。
- 参画型:** アフリカで商品の現地生産をすることで雇用を創出し、女性の就労環境整備や校舎建設等の教育支援活動を実施。
- 統合性:** 経済・社会・環境の統合的解決は住友化学のDNAそのものであり、オリセツ・ネット以外の事業も同様に展開。
- 透明性と説明責任:** SDGsの取組につき、取締役会で審議の上、統合報告書やHPで公表、情報開示や第三者監査も実施。



参考:「SSS」主要な認定事業

活動概要

貢献しているSDGs目標

全目標

- ・ 吉本グループ全体でのSDGs意識涵養の共有。
- ・ 吉本興業が実施するイベント、メディア、コンテンツと連動し、多数の所属タレントを起用したSDGsの広範多様な発信啓発。
- ・ 地域と連携した地元振興PRや、被災地への訪問活動など、「誰も取り残さない」ための実践的取組を推進。
- ・ 具体的には、①SDGsの啓発アニメーションやPRCMの製作・上映、②SDGs啓発スタンプラリー、③SDGsをテーマにしたお笑いコンテスト「SDGs-1グランプリ」、④SDGs吉本新喜劇などを幅広く実施するとともに、多様なステークホルダーとの連携活動も展開。

SDGs実施指針における実施原則（本アワード評価基準）

- 普遍性:** イベントや国内外のメディアを通じて広く発信し、人々が身構えず楽しくSDGsに触れるきっかけを提供。
- 包摂性:** 性別・年齢・芸風など多様な芸人の、時にコンプレックスすら笑いに変える生き様は、困難な状況にある人たちに對するロールモデルともなりうる。
- 参画型:** 社員への意識喚起、47都道府県に芸人を派遣し地域の課題発掘や、被災地へ笑顔を届ける活動を実施。
- 統合性:** 17の目標の総合的な啓発を多様な手法で実施。
- 透明性と説明責任:** PRという特質上、すべての取組は一般公開及びメディア取材によって周知されている。

▼第9回沖縄国際映画祭レッドカーペット



▼SDGs-1グランプリの授賞式をする次長部長 岡本幸一



活動概要

貢献している
SDGs目標

茶産地育成事業: 2, 8, 12
他事業: 4, 7, 9, 12

- ・ 主力事業である緑茶事業などで、「茶畑から茶殻まで」の一貫した生産体制を構築して、SDGsの目標12「持続可能な生産と消費」など、幅広い目標に貢献。
- ・ 特に、①代表的な事業である茶産地育成事業（新産地事業）、②茶殻リサイクルシステム、③健康配慮商品、④厚生労働省認定のティーテイスター社内検定（働きがいを向上）、⑤お〜いお茶新俳句大賞（政府が推進する「beyond 2020プログラムとして認証）、⑥「お茶で日本を美しく。」プロジェクトなどの取組により、調達から製造・物流、商品企画・開発、営業・販売の一貫体制（バリューチェーン）全体で価値創造をし、SDGsに取り組んでいる。

SDGs実施指針における実施原則（本アワード評価基準）

- 普遍性:** 茶産地育成事業を九州5県に拡大し、オーストラリアでも展開するなど、普遍性が高く応用可能なビジネスモデル。
- 包摂性:** 茶産地育成事業は、地域での女性活躍・後継者・新規就農者・高齢者の活用など幅広い包摂性を有する。
- 参画型:** 茶産地育成事業では、農業技術部が主体となって、様々なステークホルダーと連携・協力関係を構築。
- 統合性:** 茶産地育成事業では、原料調達コストの低減、環境保全型農業及び地域雇用の創出など経済・環境・社会の要素が統合されている。
- 透明性と説明責任:** 社内において各取組を定期的にチェックし、レポートやホームページでその内容を公開している。



■第2回 受賞企業

本部長賞
(内閣総理大臣)

株式会社日本フードエコロジーセンター



貢献する目標 (SDGs)



<取組概要>

- ・「**食品ロスに新たな価値を**」という企業理念の下、食品廃棄物を有効活用するリキッド発酵飼料（リキッド・エコフィード）を産学官連携で開発し、**廃棄物処理業と飼料製造業の2つの側面を持つ新たなビジネスモデルを実現**。
- ・国内で生じる食品残さから良質な飼料を製造し、輸入飼料の代替とすることで、飼料自給率の向上と共に、**穀物相場に影響を受けにくい畜産経営を支援し、食料安全保障に貢献**。
- ・同社の飼料を一定割合以上用いて飼養された豚肉をブランド化し、養豚事業者や製造業、小売り、消費者を巻き込んだ**継続性のある「リサイクルループ（循環型社会）」を構築**。

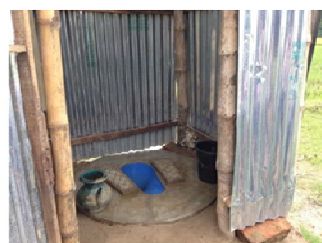
SDGs実施指針における実施原則（アワード評価基準）

普遍性	食品廃棄物を有効活用するリキッド飼料化事業は国内外における食品ロス対策のロールモデルとなり得る。
包摂性	社内において障がい者、高齢者人材雇用等幅広い人材の参画に努めている。
参画型	多くのステークホルダーと協働して継続性のある「リサイクルループ」を構築している。
統合性	廃棄物処理業と飼料製造業の両面をもつことから、小売や外食といった他業種をはじめ多様なステークホルダーの結節点となっている。
透明性と説明責任	行政や排出事業者の視察に積極的に応じるほか、飼料の品質は定期的に第三者機関で検査を行い、開示している。



副本部長賞
(外務大臣)

株式会社LIXIL



貢献する目標 (SDGs)



<取組概要>

- ・トイレの未整備によりもたらされる社会・衛生環境問題の解決を目指し、**安価で高品質なトイレを途上国に提供**。より持続的に、より多くの人々へ届けるため、「現地に根差したソーシャルビジネス」というアプローチを採択。
- ・トイレの設置にあたっては、インフラ整備・衛生意識改革も不可欠のため、**国際機関やNGOとパートナーシップを組み、アドボカシー活動を行っている**。
- ・同社のトイレ1台購入につき、簡易式トイレ1台を途上国へ寄附する「**みんなにトイレプロジェクト**」を実施し、ビジネスを通じた**課題解決に貢献**している。

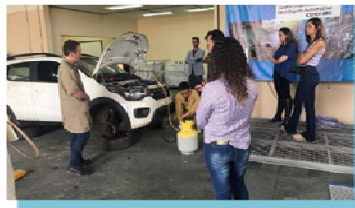
SDGs実施指針における実施原則（アワード評価基準）

普遍性	官民連携を通して業界全体で持続的なトイレ市場創出を目指すとともに、共同アドボカシー活動などを通じて、途上国のトイレ市場の環境整備を実施。
包摂性	スラムや都市、農村などの多様な地理条件に応じたトイレを研究開発。トイレの提供でジェンダー平等の推進にも貢献。
参画型	現地に根差したソーシャルビジネスをモットーに、多様なステークホルダーとの協働のもと、途上国において雇用を創出。
統合性	ビジネス全体を通じて、女性のキャパシティビルディングを行うほか、女性や若者を雇用し、経済的自立をサポート。
透明性と説明責任	衛生課題解決に関する取組の評価を半年に一度実施し、統合報告書で公表。



副本部長賞
(外務大臣)

会宝産業株式会社



貢献する目標 (SDGs)



<取組概要>

- 自動車リサイクルを通して、「持続可能な消費と生産」「すべての人々に働きがいのある人間らしい雇用」を促進するため、各国政府、現地企業家とのグローバル・パートナーシップを形成し、地球規模での資源循環型社会構築を目的に活動。
- ブラジル・インド・マレーシア・ケニアにおいて、**自動車リサイクル政策の立案サポート、現地リサイクル工場設立による環境に配慮した自動車リサイクルのバリューチェーン構築と現地雇用の創出**に取り組んでいる。
- 上記取組を通じ、使用済み自動車の処理が適切に行われないことによる**土壌汚染、廃プラスチック、タイヤ等の投棄・野焼きによる環境汚染の防止に貢献**。

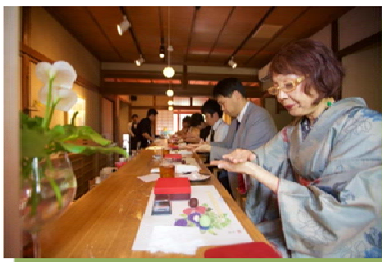
SDGs実施指針における実施原則（アワード評価基準）

普遍性	現地の技術・調達レベルに即した環境配慮型の自動車リサイクル工場・生産工程を提案、持続可能な経営管理ノウハウを提供している。
包摂性	「誰一人取り残さない」の理念に立ち、現地の貧困層や若者へ技術研修を行い、雇用の創出を実現。
参画型	現地の環境省・交通省などと連携するとともに、地方府県の担当官への自動車リサイクル研修を実施。
統合性	SDGs達成に必要な経済・社会・環境の三分野を有機的に連動させ、統合的解決の視点をもって事業を推進している。
透明性と説明責任	SDGsへの取組をSDGsレポートとしてホームページで公開。



SDGsパートナー
シップ賞(特別賞)

株式会社虎屋本舗



貢献する目標 (SDGs)



<取組概要>

- 創業398年の和菓子屋**の熟練の菓子職人が**離島の学校や山間部の障がい者支援学級、高齢者福祉施設などで菓子教室を実施**。菓子作りを通じた相互交流による循環型の郷土文化の継承と創造サイクルを実践。
- 企業戦略としてのCSV（共有価値創造）戦略を推進。**瀬戸内地方における希少性と多様性をもった地域リソースを活かした新たな市場開拓に挑戦**している。

<選出のポイント>

- 長寿企業（創業398年）として、地域の伝統文化の継承や地方創生に貢献。

SDGs実施指針における実施原則（アワード評価基準）

普遍性	高齢者や子どもが中心の中小企業でも取り組めるSDGs活動は、地方創生のロールモデルとなり得る。
包摂性	全員参加型の商品開発と技能継承の促進。
参画型	地元の小中学校、離島や山間部などの孤立地域など声がかかれば何処でも菓子教室を実施している。
統合性	企業ブランディングという事業的メリットと郷土文化育成という社会的メリットを同時に達成しうる。
透明性と説明責任	事業内容をウェブ上で公開している。





貢献する目標 (SDGs)



<取組概要>

- SDGs経営戦略を策定し、経営計画そのものに自社の本業で実現可能なSDGsを実装。「**ゼロカーボンプリント**」に加えて2020年までに**ごみゼロ工場**を達成する活動を推進。
- パートを含む**全従業員を対象に社内ワークショップを実施**、各自の問題意識を全体共有した上で**SDGsとの関連付けを行い、課題を解決するプロジェクトチームを従業員主体で立ち上げSDGsを推進**。
- その他、障害者支援活動、RE100へ向けた取組、子ども向けのSDGs工場見学ツアー実施、SNSやHPを使った積極的なSDGsの取組の発信等。

<選出のポイント>

- 地域の中小企業が、全社員へのSDGs教育を実施し、ボトムアップ型でSDGs経営戦略を策定。

SDGs実施指針における実施原則(アワード評価基準)

普遍性	中小企業が「SDGs経営戦略」を策定し、経営に具体的な形で実装。国内外でのロールモデルとなりうる。
包摂性	性別・役職・正社員・パート等による区別のない「SDGs経営計画」プロジェクトチームへの参加を確保。
参画型	RE100への取組における行政、民間企業、市民との連携。障がい者施設との連携、子ども向けの工場見学等実施。
統合性	環境印刷及び地域との連携活動の中で、環境・経済・社会の統合的発展が図られている。
透明性と説明責任	各取組をCSR・SDGs報告会で発表。定期的な活動レポートの発行やSNSやHPを通じた積極的な発信を行っている。



貢献する目標 (SDGs)



<取組概要>

- SDGs発信基地を地元岐阜市にオープンし、地方中小企業がSDGs達成に向けて積極的に取り組み、企業成長につながる先進的な事例を示しているほか、同社自らがモデルとなり、全国にそのノウハウ提供と推進を図っている。
- 低所得者や外国人などマイホーム取得が困難な世帯のマイホーム建設を実現し、**貧困からの脱却や地域コミュニティの関係強化を支援**。
- 持続可能な企業成長を可能にするため、ステークホルダーの家族を含む**ダイバーシティ推進グループを組織し、子連れ出勤やキッズスペースの設置、風土改革や休み方改善、社員の表裏制度の整備などを実施**した。

<選出のポイント>

- 地域の中小企業が女性活躍の促進やSDGsの普及啓発などに総合的かつ積極的に取り組む。

SDGs実施指針における実施原則(アワード評価基準)

普遍性	SDGsの取組と企業成長が結びつく先進的な事例として、国内外の企業のロールモデルとなり得る。
包摂性	低所得者や外国人支援、女性活躍推進、働き方改革を従業員や家族、関係協力業者も含めて包摂的に取り組んでいる。
参画型	地域の発信拠点において地域住民を対象にワークショップを開催するなど教育機会の創出を図っている。
統合性	事業それぞれの取組が有機的に運動し、地域社会を巻き込みながら、SDGs達成に向けた取組を進めている。
透明性と説明責任	自社HPにSDGs特集ページを開設し、情報発信。



<取組概要>

- 2017年11月に「しがぎんSDGs宣言」を表明。
- 地方銀行として初めてSDGsに貢献する新規事業に対する融資商品の取り扱いを開始。金利優遇によってビジネス創出を促進。
- ニュービジネス奨励金に「SDGs賞」を新設。社会的課題解決を基点とするビジネスモデルを後押し。
- SDGs私募債の取扱い。私募債発行企業に「SDGs賛同書」を提出してもらうことでSDGsを普及啓発。私募債発行額の一部を銀行が拠出し、社会的課題解決を目指すNPO法人等への寄付、学校への物品寄贈等に活用。

<選出のポイント>

- 地域金融の拠点として早くからSDGsを経営に取り組む。

SDGs実施指針における実施原則（アワード評価基準）

普遍性	地域とともに歩む銀行として今後各地方金融機関におけるロールモデルとなり得る。
包摂性	金融サービスの提供を通じて地域のどの分野も取り残さないようビジネスのサポートを実施。
参画型	行政や企業も巻き込んだ取組を展開。
統合性	「地域経済」「地球環境」「多様性」をメインテーマに掲げ、それぞれが有機的に関連した取組を展開。
透明性と説明責任	「しがぎんSDGs宣言」を表明するとともに、SDGs関連サービスについてもプレスリリースを通じて公表している。



<取組概要>

- 生きた乳酸菌の摂取を目的とした商品（プロバイオティクス商品）である乳酸菌飲料の生産・販売を通じ、世界の人々の健康生活の実現に貢献。
- 「ヤクルトレディ」の宅配システムを中心とした就労機会の提供を通じ、収入増加による生活の安定、さらに子女等の教育機会の拡大に貢献。女性の就労や社会進出、能力向上、活躍を後押し。
- 地域に根ざした事業展開により、途上国等に対して、日本国内で培った安全・安心・高品質な商品の生産技術や省エネ技術、販売ノウハウ等を移転。地域密着で現地の雇用を創出。

<選出のポイント>

- 女性の社会進出と人々の健康意識の向上を図る。ヤクルトレディの宅配システムや健康で楽しい生活づくりのモデルを国内外に広げる。

SDGs実施指針における実施原則（アワード評価基準）

普遍性	日本国内で培った地域密着の経営方法は、日本の海外進出の際の一つのビジネスモデルとなり得る。
包摂性	「世界の人々の健康生活に貢献」するため、「誰もが手に入られる価格で」との考え方で、海外における市場の拡大と浸透に努めている。
参画型	脆弱な立場に置かれた人々がいる途上国を含め、「健康」のお届けを通じ、健康生活の実現や福祉の増進に努めている。
統合性	事業活動全体を通じて、健康への貢献、雇用の創出、女性の能力向上、省エネ等の社会や環境課題も含めた取組を実施。
透明性と説明責任	HPや会社概要、CSRレポート、決算発表等により情報公開を進めるとともに、CSR活動として見える化している。



<取組概要>

- SDGsをテーマにした日本初の地上波レギュラー番組「フューチャーランナーズ〜17の未来〜」を放送。
- テレビの強みである「発信力」と「クリエイティブな力」を活かして、①SDGsの認知度を上げること、②SDGsを身近に感じてもらうこと、③パートナーシップを生むきっかけ作りを目的に、SDGsの課題解決に取り組む「ランナーたち」を分かりやすく映像で紹介している。

<選出のポイント>

- メディアとして、SDGsをテーマにしたレギュラーミニ番組を制作・放送し、SDGsの普及に貢献。

SDGs実施指針における実施原則（アワード評価基準）

普遍性	テレビを通じてSDGsを広めることは国際社会においても実施可能なロールモデルとなり得る。
包摂性	番組では、あらゆる立場に置かれた人に目を向け、視聴者へダイバーシティかつインクルーシブな社会を提示。
参画型	テレビでSDGsを発信することで、視聴者が持続可能な社会の実現に参画できるきっかけを提供している。
統合性	経済・社会・環境の三分野を番組という枠組みの中で統合的に視聴者へ伝えている。
透明性と説明責任	番組という性質上、当取組は全て放送を通じて公開されており、更に番組サイト・CSRのサイトでも公表している。

■第3回 受賞企業

副本部長賞
(内閣官房長官)

「九州力作野菜」・「果物」プロジェクト共同体（代表:イオン九州(株)）
低炭素の活動を通し九州の農業を元気に！「九州力作野菜」®「九州力作果物」®プロジェクト！

【取組内容】



- 味の素(株)九州事業所がアミノ酸を製造する過程で発生する**栄養分豊富な副生バイオマスの乾燥方法を、重油の使用から、堆肥への混合に変更。**年間600キロリットルの**重油の不要化に貢献。**
- 約60の農業団体・各業者等が連携し、製造された**堆肥を使用して生産した野菜・果物**は、価値の向上が見込まれる事がわかり、「九州力作野菜」®「九州力作果物」®として**高付加価値化して販売。**
- 発酵関係業者、堆肥製造業者、農家、卸売り業者、小売り業者等、**多くの事業者が連携。**
- 「環境大臣賞」受賞。代表のイオン九州は、当プロジェクトが評価され、日本政策投資銀行の「DBJ環境格付」で最高ランク認定。

SDGs実施指針における実施原則（本アワード評価基準）	
普遍性：	地球温暖化抑制に貢献。おいしい農作物の栽培にもつながり、国際社会においてのロールモデルとなり得る取組。
包摂性：	肥料、農業、卸、小売り及び農業のバリューチェーン全体に関わるステークホルダーが約60社以上連携。九州圏内全体で実施。
参画型：	入口から出口まで、様々な企業等が当事者であり、それぞれがWin-Winの関係となっている。
統合性：	重油不使用によるコストダウンや二酸化炭素排出抑制で経済・環境両面にメリット。九州地域全体で地域循環型農業が構築され、畜産・農業界にとっても画期的なプロジェクトとなった。
透明性と説明責任：	消費者への周知・紹介、報告書の作成。また、年に複数回関係者で現状や今後の課題についての協議を行い取組みを強化。



副本部長賞
(外務大臣)

株式会社富士メガネ（北海道札幌市）

海外難民・国内避難民視力支援活動

【取組内容】



- 1983年以来、毎年海外の難民キャンプや国内避難民の居留地を訪問し、**難民・国内避難民の視力検査を行って、一人ひとりに合った眼鏡を無償で寄贈する活動を実施**（延べ37回）。
- 参加社員は延べ195名、寄贈した眼鏡は169,446組。**
- 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）とは全世界最長のパートナーシップを継続。**日本国内の協力会社等のステークホルダーも活動に協力。2006年にUNHCRからナンセン難民賞を受賞。
- 支援活動を通じた社員の技術力向上と仕事への誇りは**ビジネスと難民支援活動の好循環を醸成。**

SDGs実施指針における実施原則（本アワード評価基準）	
普遍性：	国連機関（UNHCR）と企業が連携して難民問題に取り組む姿が、企業の社会貢献活動のグローバルなロールモデルとなっている。
包摂性：	国、地域、民族、ジェンダーという隔たりなく、「視る力」を取り戻すための活動を実施。
参画型：	社員、UNHCR、対象国政府、NGO、国内メーカーなど国内外のステークホルダーと協力し、持続性のある活動を実現。
統合性：	本活動を通じて学習と成長の機会を得た結果、本業で価値の高いサービスを提供し、収益を得て活動の継続を支える好循環を醸成。
透明性と説明責任：	活動後に対象国政府とUNHCR事務所へ活動報告を実施。帰国後は報告書を作成し、WEBサイト、映像やチラシ等で公表。



出典：「第3回ジャパンSDGsアワード 受賞団体の取組」（外務省ホームページ）



【取組内容】

- 様々な理由で不要となりながらも手放せなかった古着を回収し、開発途上国にて安価でリユース。さらに、専用回収キット1つ購入するごとに、購入代金から5人分のポリオワクチンが寄付される取組。
- 古着を専用回収キットに詰めて集荷に来てもらうだけで、片づけと社会貢献ができる取り組みやすさで、次に誰かが着てくれるため、ただ捨ててしまうことに罪悪感のあるユーザーの意識変容を促進。
- 集まった衣類は開発途上国に送られ、現地で安価で販売されるため、現地にビジネスと雇用を創出。
- 専用回収キットの封入・発送作業を福祉作業所に依頼することで、障がい者の活躍の場を創出。

SDGs実施指針における実施原則（本アワード評価基準）

普遍性	古着を捨てるのではなく役立つように手放す仕組みであり、環境にも優しく、衣類の活用方法のロールモデルとなる。
包摂性	福祉作業所で専用回収キットの封入・発送作業を行うとともに、再販売される国で選別・販売にあたる現地雇用を創出。
参画型	家庭でも企業でも簡単にできる仕組みで、古着の処分を通じて意識変容を促し、気軽に社会貢献ができる。
統合性	寄付ではなく、企業がビジネスとして回収、再販売を実施することで、持続的にサービスを提供、継続的な支援に繋がる。
透明性と説明責任	毎月の寄付人数と衣類の着数を報告。寄付されたワクチン活用の様子を現地で確認し、ユーザーに発信。



【取組内容】

- 顧客が関心のある社会課題の名前を冠した定期預金に預入れることによって、SDGsの課題解決に取り組む団体に寄付がされる。
- 預入金額は10万円からと低く設定し、幅広い顧客ニーズに対応。継続的な応援ができる仕組み。
- 「こどもの自立支援」、「こどもの医療支援」、「障がい者スポーツ支援」及び「環境保護」の4つのテーマで8地域、13の応援先を用意。
- 預金残高は約500億円。

SDGs実施指針における実施原則（本アワード評価基準）

普遍性	預金残高の一定割合を寄付する預金は、全国の金融機関で取扱可能であり、国内外の地域密着型金融のロールモデルとなり得る。
包摂性	HPのみでなく大和証券の全国の営業店を活用することにより、若年層から高齢者層まで幅広い層を対象にした取組。
参画型	グループ社員の参加を促進するため、関係各部署へ働きかけを実施。日本全体のムーブメントとなるべく活動。
統合性	「預金」という金融機関の代表的な商品を通じて、一般顧客と社会的な課題解決に取り組む団体の有機的な結合を実現。
透明性と説明責任	寄付額や寄付金使途は、HPを中心に公表。社内外でのアンケートの実施や営業員経由の顧客の声を活用し、商品の改善を行っている。





発行／環境省大臣官房総合政策課民間活動支援室
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 B1F
TEL:03-3406-5181
編集／いであ株式会社